

神戸消防の動き



令和元年版消防白書

| | | |
|-------|-----------------------------|----|
| 第 1 章 | 平成 30 年中の災害状況 | |
| 1 | 火災の状況 | 1 |
| 2 | 救急の状況 | 2 |
| 3 | 救助の状況 | 4 |
| 4 | その他の状況 | 5 |
| 第 2 章 | 災害に備えて | |
| 1 | 警防体制の強化 | 6 |
| 2 | 消防団の活動 | 8 |
| 3 | 救助体制の充実 | 10 |
| 4 | 広域的な応援・受援体制の充実 | 11 |
| 5 | 災害時の緊急通報 | 12 |
| 6 | 航空機動隊の活動 | 15 |
| 第 3 章 | 一人でも多くの命を助けるために | |
| 1 | 救急救命活動 | 17 |
| 2 | 救急業務の向上 | 18 |
| 3 | 医療機関との連携 | 20 |
| 4 | 市民救急の推進 | 20 |
| 5 | 大災害時の市民、医療機関、 民間団体との協力体制 | 23 |
| 6 | 救急需要対策 | 24 |
| 第 4 章 | 市民と共に築く安全な暮らし | |
| 1 | 防災福祉コミュニティ | 25 |
| 2 | 防災教育の支援 | 26 |
| 3 | 住宅防火 | 27 |
| 4 | 露店等の防火対策 | 28 |
| 5 | ほっとな安心とどけます（広報） | 28 |
| 6 | 市民の皆さんとともに | 29 |
| 7 | 同じ火災を繰り返さないために | 31 |
| 8 | 高齢者、障がい者の安全・安心のために | 32 |
| 第 5 章 | 災害に強い都市をめざして | |
| 1 | 自主防火・防災体制の推進 | 32 |
| 2 | 違反対象物の是正強化 | 33 |
| 3 | 超高層化・深層化する建築物 | 34 |
| 4 | 社会福祉施設等の安全対策 | 35 |
| 5 | 大規模密閉空間の安全対策 | 35 |
| 6 | 小規模飲食店の火災対策 | 36 |
| 7 | 危険物行政の動き | 36 |
| 8 | 消防活動阻害物質の届出 | 39 |
| 9 | 保安三法事務について | 39 |
| 第 6 章 | 新しい時代に対応する人づくり | |
| 1 | 消防行政は人なり | 42 |
| 2 | 人材の確保 | 42 |
| 3 | 人をつくる・いかす | 43 |

| | | |
|---|-----------------|----|
| 4 | 研修制度の充実 | 43 |
| 5 | 女性消防吏員の採用と職域の拡大 | 43 |
| 6 | 魅力ある職場づくり | 44 |
| 7 | 職員の健康管理と安全衛生管理 | 44 |
| 8 | 職員の福利厚生 | 45 |

第 7 章 消防施設の整備

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 消防施設の整備 | 45 |
| 2 | 庁舎管理 | 45 |
| 3 | 車両製作 | 45 |
| 4 | 車両の点検整備 | 47 |
| 5 | 機械器具の点検整備 | 47 |
| 6 | 消防艇の点検整備 | 47 |
| 7 | 消防・救急無線のデジタル化 | 47 |
| 8 | 消防管制システム | 48 |
| 9 | ICT化の推進 | 48 |

第 8 章 市民防災総合センターの業務概要

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 消防学校の研修概要 | 49 |
| 2 | 消防科学研究業務の概要 | 50 |
| 3 | 特別消防係（消防音楽隊）の活動概要 | 51 |
| 4 | 市民研修係の活動概要 | 53 |

■ 資 料

資料 1 神戸市消防局の概要

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 消防機関の機構図 | 56 |
| 2 | 消防署所等配置図 | 57 |

資料 2 神戸市の火災

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 平成 30 年の火災状況 | 58 |
| 2 | 年次別主な出火原因 | 59 |
| 3 | 平成 30 年中の署別火災状況 | 60 |

資料 3 神戸市の救急

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 過去 10 年間の救急出動状況 | 61 |
| 2 | 性別・年齢別・傷病程度別搬送人員 | 62 |
| 3 | 行政区別救急取扱状況 | 63 |
| 4 | 救急隊別救急取扱状況 | 63 |
| 5 | 診療科目別搬送状況 | 63 |
| 6 | 救急救命士の活動状況 | 64 |

資料 4 神戸市の救助

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 過去 5 年間の救助事故 | 65 |
| 2 | 署管轄区域別発生件数 | 65 |

資料 5 神戸市消防局への通報状況

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 過去 5 年間の 119 番受信状況 | 66 |
|---|--------------------|----|

第 1 章

平成 30 年中の災害状況

1 火災の状況

● 火災件数

平成 30 年の火災総件数は、前年の 472 件から 12 件減少して 460 件となり、近年でみると大幅な減少傾向といえます。(図 1-1)。

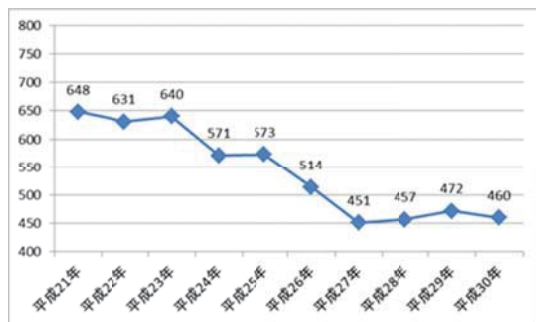


図 1-1 火災件数の推移

火災種別でみると「建物火災」が 276 件と最も多く、平成 29 年から 7 件増加しました。また、火災総件数に占める割合は 60%となっています。

その他の火災種別では、ほとんど減少しましたが、船舶火災が平成 29 年は 0 件でしたが、平成 30 年は 2 件発生しました(表 1-1)。

| | | 平成 30 年 | 平成 29 年 | 比較(▲減) |
|-----------|-------------------------|--------------|--------------|----------|
| 火災件数 | | 460 | 472 | ▲12 |
| 火災種別件 | 建物火災 (住宅火災) | 276 (157) | 269 (153) | 7 (4) |
| | 林野火災 | 8 | 10 | ▲2 |
| | 車両火災 | 43 | 53 | ▲10 |
| | 船舶火災 | 2 | 0 | 2 |
| | その他火災 | 131 | 140 | ▲9 |
| | 建物焼損面積(m ²) | 3,854 | 3,890 | ▲36 |
| 林野焼損面積(a) | 126 | 115 | 11 | |
| 損害額(百万円) | 424 | 560 | ▲136 | |

表 1-1 火災件数と種別

● 火災原因

火災原因では「コンロ火災」が 71 件で最多となりました。「放火・放火の疑い」は昭和 58 年から平成 29 年まで 35 年間出火原因の 1 位でしたが、近年大きく減少しており、平成 30 年は出火原因の 2 位となりました(表 1-2)。

| | 平成 30 年 | 平成 29 年 | 比較(▲減) |
|----------|---------|---------|--------|
| コンロ(天ぷら) | 71(23) | 70(24) | 1(▲1) |
| 放火・放火の疑い | 68 | 99 | ▲31 |
| 電気関係 | 64 | 73 | ▲9 |
| たばこ | 57 | 56 | 1 |
| 焼却火・たき火 | 45 | 42 | 3 |
| 火遊び | 10 | 11 | ▲1 |

表 1-2 火災の主な出火原因

以下、「電気関係」、「たばこ」、「焼却火・たき火」と続きます(図 1-2)。

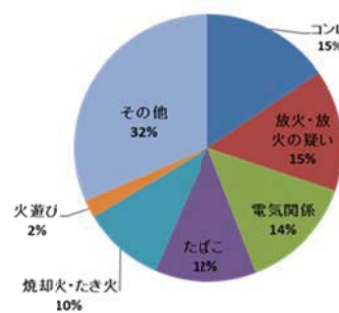


図 1-2 火災原因別割合

● 火災による死傷者

火災による死者は前年より 6 名増加して 18 名となっています。このうち、住宅火災による死者(放火自殺を除く)は 12 名で死者総数の大半を占めています。また、18 名の死者のうち 65 歳以上の高齢者は 11 名となっています。火災による負傷者は前年の 71 名から 68 名と、3 名減少しています。(表 1-3)。

| | | 平成 30 年 | 平成 29 年 | 比較(▲減) |
|-------|-------------|---------|---------|--------|
| 死者(人) | 総数 | 18 | 12 | 6 |
| | 高齢者(65 歳以上) | 11 | 7 | 4 |
| | 子ども(15 歳以下) | 0 | 0 | 0 |
| 負傷者 | | 68 | 71 | ▲3 |

表 1-3 火災による死傷者の状況

神戸市消防局では、救急隊・救助隊等が日常生活に関わる事故に出動して得られた情報をもとに、事故の原因となる情報の収集・分析・調査を行っています。

2 救急の状況

● 救急活動の概要

平成30年中の救急出動件数は、平成29年中に比べて5,524件増加し88,605件(6.6%増)となりました。また、搬送人員数も4,299人増加し74,518人(6.1%増)となりました(図1-3)。

これは、神戸市内の救急隊が1日あたり平均242件の出動で約204人の方を搬送し、また、5分54秒に1件の割合で救急車が出動したことになります。

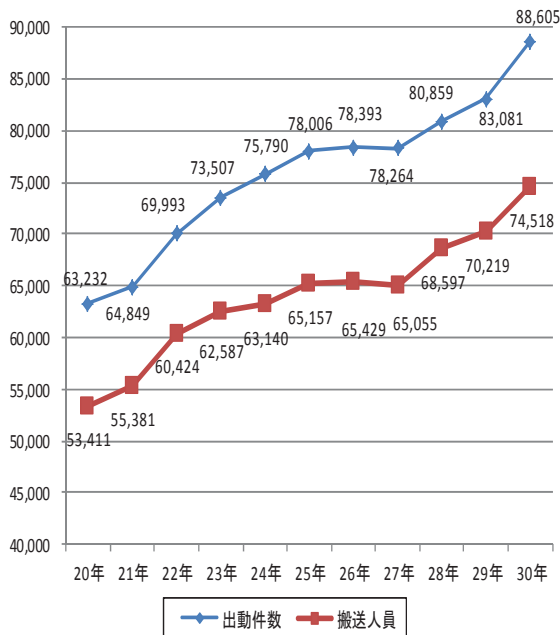


図1-3 出動件数・搬送人員数の推移

事故種別ごとの救急出動件数は、例年同様、急病が最も多く、全体の64.6%を占めています。以下、歩行中の転倒や窒息などの一般負傷が16.8%、交通事故が5.8%と続きます(図1-4)。

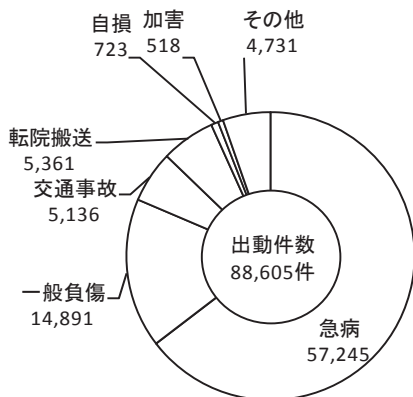


図1-4 事故種別救急取扱状況

行政区別の出動件数では、全ての行政区で前年より増加しています(図1-5)。

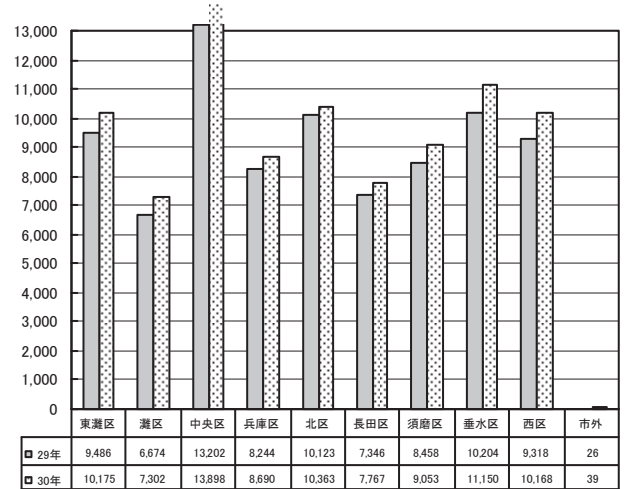


図1-5 行政区別救急出動件数

● 傷病者の搬送状況

傷病程度ごとの搬送状況は、例年同様、入院を必要としない軽症が最も多く、全体の59.0%を占めています(図1-6)。

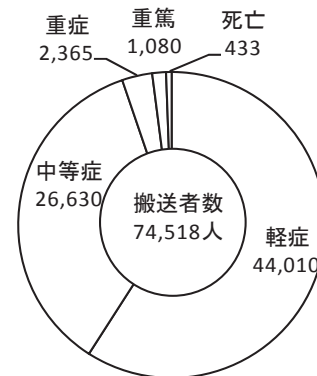


図1-6 傷病程度別搬送人員数

各年齢層における事故種別の構成比では、新生児を除く年齢層においては急病の占める割合が最も高くなっており、なかでも65歳以上の高齢者については65.9%が急病により搬送されており、特に高い割合を占めています。また、低年齢層及び65歳以上の高齢者においては一般負傷の占める割合も比較的高いことがわかります。

一方、10歳代から20歳代にかけては交通事故の割合が高くなっています。また、新生児で最も多い事故種別は、その他に含まれている転院搬送となっています(図1-7)。

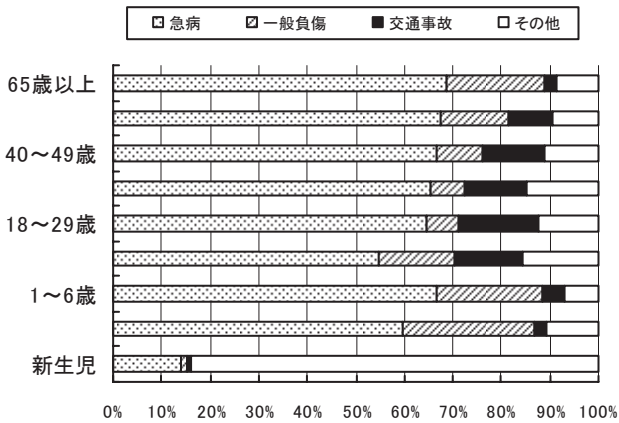


図1-7 年齢別搬送状況

高齢化の進展に伴い、救急搬送においても65歳以上の高齢者の占める割合が増えています。平成30年中では全搬送人員数の60.0%(44,698人)を占め、前年中に比べ2,852人(6.8%)増加しています。

図1-8からは、急病、一般負傷、転院搬送では搬送人員数の半数以上が65歳以上の高齢者となっていることがわかります。

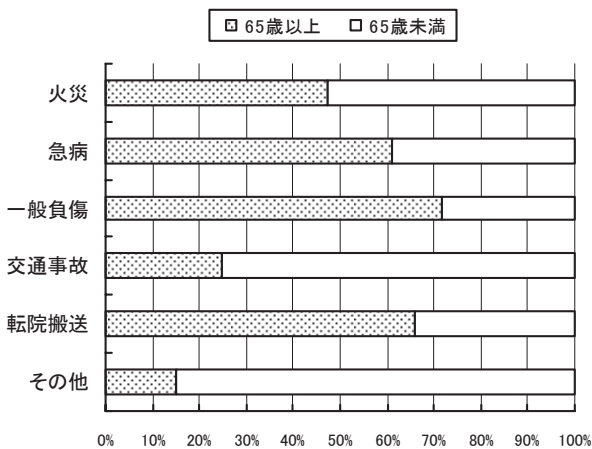


図1-8 高齢者の搬送状況

65歳以上の高齢者は、呼吸器系疾患、心疾患、脳疾患による搬送が多くなっています。このような病気の急な悪化を防ぐためにも普段から「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

転倒などによる骨折や打撲などの怪我は、その約60%が、安全だと思われている家庭内で発生しています。

例えば廊下や階段等では、手すりやカーペットなどの滑り止め措置をする、足元に置いてあるものを整理

整頓するなどの少しの工夫で事故を防止することができます。

また、急な冷え込みや暑さが続くような場合、体調を崩しやすくなります。特に夏季は、急激な気温の上昇に伴い熱中症による傷病者が増加する傾向にあります。気候の変化に応じた健康管理をお願いします。

● 救命処置の実施とその効果

図1-9は、全国で統一された調査様式である病院外心肺停止患者記録(ウツタイン様式)による調査結果を表しており、平成30年中に救急救命士の乗車する救急隊が搬送した全ての心肺停止患者1,391名のうち、1ヵ月後の生存が確認された方の数(※1ヵ月以内に転院した場合も含む。)は140名となっています。

また、平成26年4月から新たに運用を開始した「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」「心肺停止前の静脈路確保と輸液」については、平成30年中の血糖測定は409例、ブドウ糖溶液の投与74例、ショック状態の傷病者に対する輸液104例を実施しました。これにより、低血糖で意識状態の悪い傷病者を極めて短時間で回復させることや、傷病者が重篤化することによって心肺停止状態に陥るのを防ぐことができるようになり、後遺症の軽減に繋がっています。

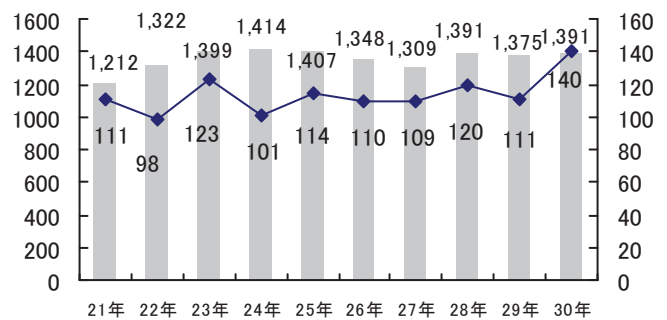


図1-9 救急救命士の救急救命処置状況

● 応急手当の救命効果

表1-4は、救急隊または消防隊が到着するまでの間に、家族等による応急手当(人工呼吸・胸骨圧迫、AEDを使用した除細動)が実施されていた場合の1ヵ

月後生存者数の割合について、応急手当が実施されていない場合と比較したものです。

突然の病気や事故によって心肺停止状態となった場合に、救急車が到着するまで応急手当が施されなければ、救命は難しい状況となります。特に、心肺停止になった事案のうち、心原性(心臓が原因)と推測され、かつ倒れる瞬間を目撃する、または倒れる音を聞くなどして、付近の人がすぐに異変に気が付いた場合などは応急手当が有効です。

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた家族等の素早い応急手当が不可欠です。

| 心肺停止時の状況 | | 搬送者 | 1ヶ月生存者数 | 割合(%) | |
|----------|----------------|--------|---------|-------|-------|
| 目撃あり | 心原性 | 応急手当あり | 160 | 38 | 23.7% |
| | | 応急手当なし | 77 | 15 | 19.4% |
| | 心原性以外 | 322 | 38 | 11.8% | |
| | 救急隊・消防隊による目撃あり | 106 | 25 | 23.5% | |
| 目撃なし | | 726 | 24 | 3.3% | |
| 合計 | | 1,391 | 140 | 10.1% | |

※ 1ヵ月以内に転院した場合も1ヵ月生存とする。

表 1-4 応急手当の救命効果

3 救助の状況

● 救助出動件数

平成30年中の救助出動件数は2,553件で、前年と比べて323件増加しました。

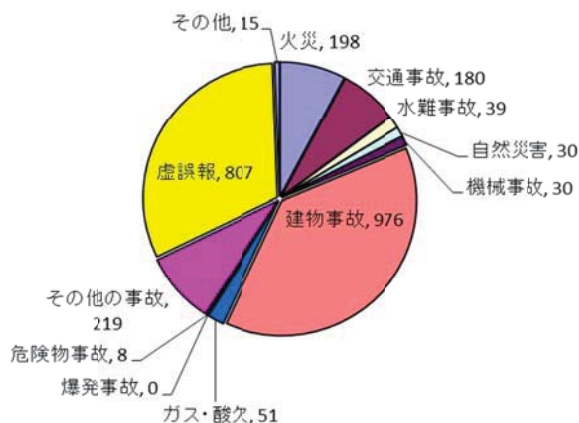


図 1-10 事故別救助出動件数

救助出動件数のうち、「建物等による事故」による出動が最も多く、976件となっています(図1-10)。

この出動件数は昨年から159件増加しており、平成20年の399件と比較すると約2.5倍の出動件数となっています(図1-11)。

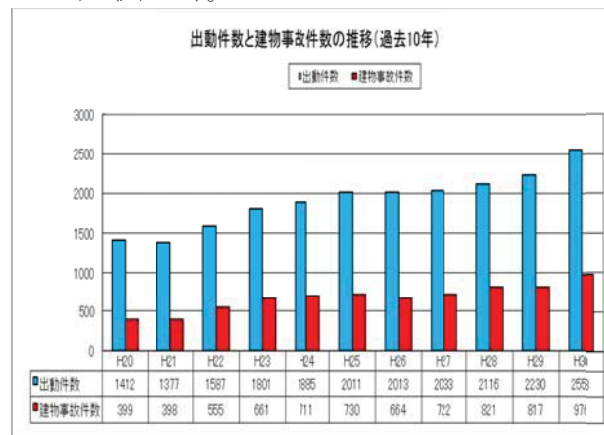


図 1-11 建物等による事故

「建物等による事故」では、ひとり暮らしの高齢者が、施錠された室内で倒れて動けなくなり、家族やホームヘルパーなどの訪問者が室内に入れないという事例が多く見られます。高齢化に伴い、出動要請は今後も増加していくと予想されます。

次に多い救助出動は「交通事故」で、180件に出動しています。交通事故の地域的な特徴として北区や西区の郊外で多く発生しており、両区で全体の44%を占めています。

その他の事故に含まれる「山岳事故」件数は90件で、前年に比べて19件増加しました(図1-12)。

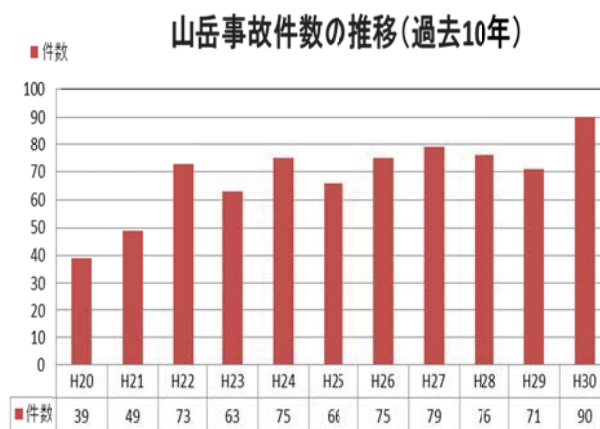


図 1-12 山岳事故件数

4 その他の状況

● 消防部隊の出動状況

平成30年中に消防部隊が出動した災害発生件数は10,505件で、前年中と比較して1,147件の増加となっています(図1-13)。消防車両やヘリコプター、消防艇など延べ28,886隊が出動し、1日あたりの平均災害発生件数は28.8件、平均出動隊数は79.1隊となります。

また、消防部隊の全出動のうち、誤報、虚報及び救急隊が行う救命処置の支援などの災害出動があわせて6,721件ありました。

また、近隣市町へも23件の応援出動を行いました。

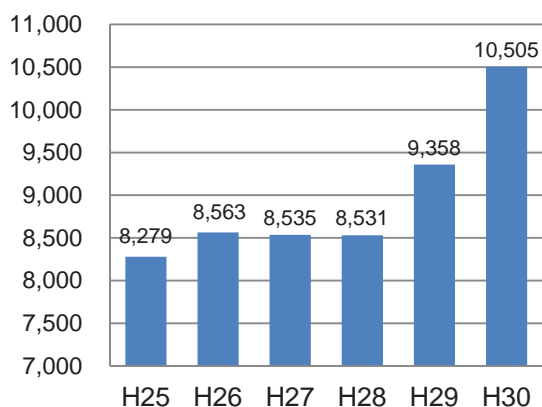


図1-13 災害発生件数

● 水災の発生状況

平成30年中の災害発生件数10,505件のうち、神戸市内で発生した水災は322件となっており、前年中と比較して6件の増加となっています。水災には、消防車両延べ439台、人員延べ2,133人(消防職員1,782人、消防団員351人)が出動しました。

● その他の災害の発生状況

その他の災害は、火災・水災を除く、交通事故、水難事故、ガス・酸欠事故、機械事故、建物等における事故など、市民生活や企業活動の中での事故において消防部隊が出動したものをとりあげています。

平成30年中のその他の災害(救助隊が出動していないものを含む。)の発生件数は3,002件にのぼり、前年中の2,721件と比較して281件増加しています。主な

事故種別として、交通事故が1,339件で全体の44.5%を占め、前年中の件数と比較すると減少しています。

また、建物における施錠による閉じ込め、挟まれ等の事故が976件(前年比159件(19%)の増加)、ガスの漏洩や酸欠事故が51件(前年比4件(8%)の増加)、水難事故が39件(前年比7件(21%)の増加)発生しています。

第 2 章

災害に備えて

1 警防体制の強化

● 消防部隊等の配置・出動

平成30年中の消防部隊の出動件数は、前年と比べて増加しており、火災をはじめ、交通事故や山岳救助、水災などさまざまな災害に出動しています。

神戸市では、現在、消防車両やヘリコプター、消防艇など、緊急時に出動できる車両として最大で130台を待機させています。

119番通報があれば、その内容を聞き取り、発生した災害の形態と規模に応じて、それに対応する車種と台数をコンピューターにより選出します。そして市内29の消防署や出張所、もしくは航空機動隊等に配置している消防部隊のうち、災害現場に最も近い部隊に出動を指令します。

● 特殊災害への対応

化学災害、毒劇物事故、放射線災害や近年発生が危惧されているNBCテロ災害等の特殊災害に対応するため、神戸市では特殊災害隊を配置しています。特殊災害隊は、陽圧構造型分析室を有した専用車両を運用し、赤外線を利用したガス分析器や中性子線測定器、生物剤検知器などを装備した本部特殊災害隊（ハズマツトKOBE、中央消防署に配置）と、ガス濃度測定器や防護服等の資器材を装備し、放水隊と兼務した方面特殊災害隊（東灘、兵庫、北、西消防署に配置）とで構成され、市内における特殊災害に備えています。

また、特殊災害に対応できる隊員を多数養成していくため、毒劇物や危険物等の資格の取得、災害発生を想定した専門研修や訓練を実施し、資質の向上を図ると共に、特殊災害に係る対応力の向上のため5機関（神戸学院大学、一般財団法人海上災害防止センター、日

本メジフィジックス(株)兵庫工場、神戸薬科大学、神戸大学研究基盤センター）と災害時等における協力に関する覚書を交わし、産・学・官の連携体制を確立しています。

さらに、神戸空港における災害対策として、航空機が関与する災害の発生または発生する恐れがある場合における消防局の対応指針を策定し、被害想定に基づく必要部隊の算出と、空港災害に係る多くの機関との連携体制の確立を図っています。



特殊災害における現場活動

● 指揮体制・安全管理の強化

あらゆる災害に対して、組織的かつ効率的な部隊活動を実施するとともに、活動隊員の安全管理が実施できるように、専任の指揮隊を市内全消防署及び北神分署に配置、なかでも5消防署（東灘・中央・北・須磨・西）には課長級職員を指揮隊長として配置し、指揮及び安全管理体制の強化を図っています。



現場指揮所の状況

● 風水害への備え

神戸市の中央に横たわる六甲山は土砂災害が起りやすい地形・地質で、過去に大きな被害が発生しており、また河川においても、台風に伴って過去に大きな被害が発生しています。平成30年には平成30年7月豪雨や台風21号の影響により市内各地で被害が発生しました。

神戸市では、これらの災害を踏まえて、治山・治水の防災工事が進められています。また、いざという時に備え、神戸市地域防災計画に基づき緊急連絡体制や水防情報システムを整備しています。

河川については、神戸市内の主要な河川の「洪水ハザードマップ」が作成され、被害予測を公表しています。また、避難の目安となる「避難判断水位」が設定され、河川の水位情報の収集や避難勧告の発令の目安として活用されています。

また、溢水・氾濫が予想される地域（浸水想定区域）とその地域内の地下保有施設を把握するための実態調査を行い、警戒避難体制の強化に努めています。

土砂災害については、大雨が降った場合に土砂災害等が予想される地域で、住民への災害情報の提供や迅速な避難を実施するため、電話を利用した緊急情報伝達システム（オートダイヤルシステム）や防災行政無線を導入するとともに、避難時に逃げ遅れがないよう世帯ごとの人員数等を調査した避難計画を策定しています。

さらに神戸市では、風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民の皆さんに速やかに伝えるために、安全・安心情報の電子メールサービス「ひょうご防災ネット」を運用しています。「ひょうご防災ネット」に携帯電話のメールアドレスを登録すると、神戸市や兵庫県から緊急情報のメールが配信されるほか、平常時から防災関連情報のホームページを携帯電話で見ることができます。

風水害から身を守るため、日頃から防災情報の収集や、避難経路を確認するなど備えを万全にして、いざとなったら早めの避難を心がけることが重要です。

「ひょうご防災ネット」登録URL

<http://bosai.net/kobe/>

● 消防水利の整備・維持管理

消火活動を行うためには、水が必要不可欠です。

消防局では、消防水利を確保するために、消火栓の点検や、防火水槽等の整備・維持管理・設置の指導等を行っています。

平常時だけではなく、地震や濁水時でも有効に使用できる消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置のほか、河川、海水、雨水なども消防水利として活用できるよう努めています。

近年は建物構造の基準の見直しや道路幅員の確保、区画整理等により、災害に強い都市づくりが進んでいますが、その一方で消火活動が困難な地域も存在しています。

消防水利の現況調査に加え、地域の延焼危険度の評価等を行い、その結果を踏まえて、地域の実情に応じた消防水利の確保に努めています。

【 整備方策 】

- 公共施設の整備に合わせて、消防水利を設置する。
- 開発協議・建築指導を通じて、消防水利の設置を指導する。
- 総合設計制度（防火水槽設置型）*1、消防水利設置補助金制度（導水管設置補助）*2により、消防水利の整備を促進する。
- 水道施設耐震化計画と協調しながら整備を進める。

*1 総合設計制度とは

一定規模以上の敷地を有し、かつ、敷地内に一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、計画を総合的に判断して市街地環境の改善に資すると認められる場合に、容積率の割増、あるいは斜線制限の緩和を行うことができる、建築基準法に基づく許可制度です。

*2 消防水利設置補助金制度とは

個人又は私法人が受水槽等に消防用導水管を設置し、消防隊が消防水利として活用できるようにした場合は、その費用の全部または一部を補助する制度です。

2 消防団の活動

● 消防団の組織

神戸市には、条例に基づき各消防署と管轄区域を同じくする10の消防団と15の支団(北・西消防団のみ)が設置されています。

消防団は4,000名の地域住民等の有志により組織されており、各消防団員は普段はそれぞれの職業に従事しながら、“自らの地域は自ら守る”という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心のため積極的な消防団活動を行っています。

● 消防団の業務・活動内容

消防団員の身分は神戸市消防団条例により非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、消防団長は市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命します。

消防団は消防署とともに、市が設置する公的な消防機関のひとつとして、消防団長の指揮命令のもと連携して次のような活動を実施しています。

・火災等の災害時

消火活動、救助・救急活動、警戒活動、警戒区域の設定、風水害時の河川パトロール、避難誘導など

・平常時

地域の防災リーダーとしての活動(地域住民が災害時に適切な行動ができるように、防火、防災、応急手当等の講習会・訓練指導を通じた防災意識の普及啓発や、知識・技術の付与などを行っている。)

● 消防団の施設・装備

消防団の施設には、分団詰所、器具庫、ホース干塔等があり、装備としては、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプや簡易救助資機材等があります。

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、消防団員の個人装備品として、ライフジャケット、消防団員間の通信手段となるデジタル簡易無線機、住民に避難を呼びかけるためのトランジスタメガホンを各消防団に配備しています。また、安全で効率的な消防団活動が行えるように、平成26年度から安全靴、平成

27年度から防火衣、防火帽、防火手袋、雨衣、ヘッドライトを5か年計画で配備しています。

● 消防団の災害活動力

消防団は、公的消防機関として効果的な災害活動が行えるよう、年間を通じて様々な訓練に取り組み、その錬度を高めています。

- ・新入団員基礎教育・現場指揮課程・分団指揮課程
- ・救急インストラクター資格取得研修
- ・防災リーダー資格取得研修
- ・大規模災害・土砂災害研修
- ・各種防災訓練
- ・消防団定期訓練
- ・(公財)日本消防協会や(公財)兵庫県消防協会が開催する訓練・研修会 など

また、小型動力ポンプの操作技術について、日頃の訓練成果を競い、披露する場として「神戸市消防団小型ポンプ操法大会」を隔年で秋に開催しています。

(初開催：平成10年度)



神戸市消防団小型ポンプ操法大会

● 南海トラフ巨大地震への対応力強化

東日本大震災を教訓に、今後の発生が危惧される南海トラフ巨大地震に備え、津波発生時の対応について検討が加えられています。

東灘区～垂水区の沿岸部を管轄する消防団は、津波が発生した際には、津波被害警戒区域内の住民の避難誘導を最優先に実施し、火災防御や救助活動にも従事することとなっています。北、西消防団は管轄内の地震による災害の対応を最優先に、市街地への応援が可能な状況になれば応援出動し、市街地消防団とともに火災防御や救助活動を行うこととなっています。

また、消防団員は地域の防災リーダーとして、住民に対し地域の防災訓練や講習会等のあらゆる機会を通じ、防災についての意識啓発、訓練指導を行い、地域の防災力向上にも努めています。

● 消防団への入団促進

昨今の少子高齢化の進展や就業形態の変化などの影響で、全国的に消防団員が減少傾向にあります。

神戸市では、消防団への入団促進策のひとつとして、従業員が2名以上消防団に入団しているなど消防団活動に協力している事業所を広く一般に広報するため、「神戸市消防団協力事業所等表示制度」を実施しており、平成31年4月1日現在、51の事業所等に対し認定証を交付しています。



消防団協力事業所認定証

さらに大学生等を対象に「学生消防団活動認証制度」を推進し、入団促進を図っていきます。

また、積極的に女性消防団員の採用を行っており、防火指導や応急手当の普及啓発活動等を行っています。

一方、兵庫県が推奨する「消防団員応援事業所事業」を受け、神戸市においても積極的に登録店の募集と利用促進を勧めています。

この制度は、地域の飲食店、物品販売店や事業所などに消防団員応援事業所として登録していただき、地域で活躍する消防団員に特典やサービスを提供いただくことで、地域全体で消防団活動を盛り上げ、地域の活性化につなげることを目的としています。



消防団員応援事業所登録ステッカー

● 消防団の広報

より多くの市民に消防団の活動を理解していただくように、消防局ホームページや神戸市消防協会ホームページを活用して、様々な消防団活動を発信するとともに、神戸市消防団のマスコットキャラクター「ウータン」の着ぐるみなどを活用した積極的な広報を行い、入団促進を図っていきます。



神戸市消防団マスコットキャラクター「ウータン」

● 消防団は地域防災力の中核

阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験や、近年、豪雨、台風などによる災害が頻発していることなどを踏まえ、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に制定公布されました。この中で消防団は、「地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」として位置づけられ、国、地方自治体、地域が連携して、様々な支援を行っていくこととされています。

神戸市では、「神戸市消防団充実強化委員会」が平成26年度に諸項目を検討し、その結果、消防団員の安全確保のための装備・資機材の配備及び処遇の改善を図っています。

3 救助体制の充実

昭和43年5月に発隊した神戸市消防局の救助隊は、発足50周年を迎えました。当時の救助体制は神戸市独自のものであり、全国的な基準は定められていませんでした。

その後、昭和61年に消防法の改正が行われ、全国の消防本部に救助隊の設置が義務付けられるとともに、法改正を受けて「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年省令第22号）が定められ、全国的に統一した救助体制の基準が整備されました。

神戸市においても、この基準を受けて救助資機材の整備など、救助体制の更なる充実を図ってきました。

神戸市は市街地、港湾地域、六甲山系、田園地帯など地域の多様性に富んでおり、発生する災害も交通事故、港での水難事故、山岳での転落事故のほか、都市型災害であるビル事故や、特殊災害等の発生もみられます。さらに、近年の社会構造等の変化により災害はますます複雑化・多様化・高度化する傾向にあり、消防救助活動に対する市民の期待も、時代の経過とともに大きくなっています。危機への対応力を高めるためにも、高度で専門的な救助体制は、今後も更に充実強化していく必要があります。

● 救助体制の強化

救助隊は、市内10消防署1分署に特別高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）、専任救助隊、署救助隊の11隊を配置しています。

特別高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）は本部直属の救助隊として中央消防署に配置しており、クレーン付Ⅱ型救助工作車と電磁波探査装置等の高度救助資機材を整備し、専任救助隊員を経験しかつ高度な知識・技術を有する隊員で編成されています。

専任救助隊は、灘、中央（特別高度救助隊と兼務）、北、長田、垂水消防署の5署に各方面救助隊として配置しています。

署救助隊は、昭和61年の省令基準の制定等を受け、専任救助隊配置署以外の署・分署に配置される救助隊で、現在は合計6隊を配置しています。



流水救助訓練

● 救助隊員の育成

救助隊の災害現場活動においては、どのような環境下であっても、救助を必要とする人を安全・確実・迅速に救出することが求められます。このため、救助隊員には、専門的な知識や高度な技術に加えて、不撓不屈の精神力及び体力、さらには強固なチームワークが要求されます。

神戸市では、救助隊員を養成するための専科教育として、国の基準に基づいて救助課程を実施し、各種災害に対応する専門知識及び救助技術を習得させるとともに精神力の向上を図っています。

また、特別高度救助隊員を養成するために特別高度救助課程を実施し、高度な救助技術及び知識を習得するとともに、国内・海外で発生した大規模災害の派遣に際して迅速かつ的確に対応できる救助能力の習得を図っています。

一方、第一線で活動している救助隊員には、各種災害への対応能力向上を図るため、消防救助隊教育訓練要領を定め、①基礎訓練（4月～5月）②強化訓練（6月～7月）③応用訓練（8月～3月）により、1年間を通じて計画的に訓練を実施しています。

このほか、救助隊は様々な環境のもと、特殊な救助資機材を活用して現場活動を実施するため、救助隊員に各種専門的資格を取得させることにより、精鋭部隊の育成に努めています。

○ 主な訓練

- ・各災害想定訓練（交通事故・山岳救助・潜水・その他）
- ・国際消防救助隊兵庫県下合同訓練
- ・3機関（消防・警察・海上保安庁）合同潜水訓練
- ・NBCテロ災害対応訓練

- 主な研修
 - ・救助科，高度救助・特別高度救助コース
(実施：消防大学校)
 - ・潜水技術研修 (実施：独立行政法人海洋開発機構)
 - ・山岳遭難救助研修 (実施：文部科学省)
 - ・急流救助研修
- 主な免許・資格
 - ・移動式小型クレーン運転，玉掛技能資格
 - ・2級小型船舶操縦士資格
 - ・潜水土資格
 - ・酸素欠乏作業主任者資格講習受講
 - ・ガス溶断技能講習受講
- その他
 - ・消防救助技術近畿地区指導会
 - ・全国消防救助技術大会



応用訓練での火災救助訓練

● 救助機器の導入整備

救助活動を安全かつ迅速に行うためには，隊員の資質向上と併せて高度な救助資機材の導入が不可欠です。神戸市では，複雑多様化する災害に対応するために，国が示す省令基準により救助資機材の更新を計画的に進め，装備の高度化を図っています。

- 緊急消防援助隊関係の装備品
 - ・地中音響探知機
 - ・熱画像直視装置
 - ・夜間用暗視装置
 - ・画像探索機
- 特別高度救助隊（スーパーイーグルこうべ）の特別装備品
 - ・電磁波探査装置
 - ・二酸化炭素探査装置
 - ・地震警報器
 - ・携帯型変位・崩落監視システム

● 救助活動の品質向上

各方面専任救助隊は，それぞれが異なる分野の災害を担当し，担当災害についての研究を行っています。

その成果は災害別活動マニュアルとしてまとめられるとともに，専門災害に関する救助隊教育訓練における教育・指導に活かされています。

また，救助活動の品質向上を目的に，災害現場において救助活動を実施した場合には，自隊の活動について隊員全員で事後検証を行い，検証結果を以後の活動に活かすなど，災害対応能力の向上を図っています。

このほか，県下の各消防本部との合同訓練や，神戸市がもつノウハウをもとに，独立行政法人国際協力機構（JICA）の外国からの消防防災研修生に対する山岳救助技術の実技指導等もを行っています。

- JICA研修生の山岳救助指導
- 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の指導
- 国際緊急援助隊（JDR）研修の指導



災害派遣医療チーム（DMAT）との訓練

4 広域的な応援・受援体制の充実

大規模災害が発生した場合，災害が発生した市町村のみでは対応が困難なことがあるため，各市町村は相互に応援する体制を整えています。

近年，全国各地で大規模な災害相次ぐ中，こうした広域的な応援体制に対するニーズは益々高まっているところであり，神戸市消防局においても，広域的な消防応援を行う体制の整備や受援体制の整備に取り組んでいます。

● 隣接市町や県内の相互応援体制

神戸市に隣接する7市1町と消防相互応援協定を締結しており、それぞれの市境での活動や、比較的大きな災害があった場合の相互の応援体制を整備しています。また、より広域における応援体制として、兵庫県広域消防相互応援協定を、19市町と5事務組合で締結しており、兵庫県内で発生した大規模災害等における相互応援体制を確立しています。

● 緊急消防援助隊

全国規模の消防応援体制として整備されている『緊急消防援助隊』は、阪神・淡路大震災を契機として、平成7年6月に創設され、平成15年6月改正の消防組織法に位置付けられています。神戸市消防局においても、派遣する部隊を登録しており、特別な部隊として、統合機動部隊やエネルギー・産業基盤災害即応部隊（通称“ドラゴンハイパーコマンドユニット”）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊を編成するなど、派遣体制を整えるとともに、必要な資機材を整備しています。

また、神戸市において発生した災害に対し、受援する体制についても、「神戸市消防受援計画」を策定するなど、体制を整えています。

- 過去に出動した災害（主なもの）
 - ・東日本大震災（平成23年）
 - ・熊本地震（平成28年）
 - ・平成30年7月豪雨（平成30年）



緊急消防援助隊の活動状況（平成30年7月豪雨）

● 国境を越えての活動

さらに、国外で大規模な災害が発生した場合には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第

93号）に定められた国際緊急援助隊の組織の一つとして国際消防救助隊が結成されます。

国際消防救助隊は全国で77消防本部599名が登録されており、神戸市では11名を登録して即応体制を整えています。

- 過去に出動した災害
 - ・バングラデシュのサイクロン災害（平成3年）
 - ・トルコ共和国の地震災害（平成11年）



海外での活動状況（トルコ共和国）

5 災害時の緊急通報

● 119番の受信状況

神戸市内の119番通報は、市役所4号館（危機管理センター）4階の「消防管制室」で受信します。ここで勤務する司令係員が通報内容をできるだけ早く、かつ的確に聴き取って、その災害場所にもっとも近い位置にある消防車や救急車などを出動させています。

平成30年中の119番の総受信件数は12万9,330件であり、前年に比べ4,104件増加しました。



消防管制室の状況

総受信件数のうち、火災通報や救急通報など緊急対応が必要だった件数は9万2,560件で、前年に比べ5,273件増加し、全体の71.6%を占めています。これは1日あたりでは254件で、5分40秒に1件の割合で消防車や救急車が出動していることとなります。

そのほか、市民や事業所が実施する消防訓練での通報などが5,484件(4.2%)、間違いやいたずら、無応答が1万1,111件(8.6%)ありました。

● 119番は助けを求める「緊急」回線

一方、市政に関する問い合わせや行政相談が6,370件(4.9%)、病院照会(救急安心センターこうべへの案内)が8,684件(6.7%)など、緊急ではない通報も少なくありません。こうした市政全般への問い合わせは、主に夜間や休日といった市区庁舎の閉庁時が多く、他に相談先等がないことから119番が利用されているものと考えられます。

緊急性のない用件で119番回線が使用されることは、一刻も早い助けを求める通報の妨げにもつながるため、119番の日やグリーンコンサートなどの機会を活用して119番の適正利用について広報しています。

○ 緊急以外の消防への問い合わせは

神戸市消防局代表 078-333-0119

○ 発生中の火災や災害の状況が知りたい場合は

神戸市ホームページ「災害情報」

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/kasai.html>

ウーカンテレホンサービス 078-391-0119

○ 神戸市政などへのお問い合わせは

神戸市総合コールセンター 078-333-3330

(年中無休 8時~21時)

○ 救急車を呼ぼうかどうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時は

救急安心センターこうべ 電話「#7119」

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

(24時間365日)

● 携帯電話等による119番

以前は一般電話や公衆電話からの通報が多くを占めていましたが、近年の通信形態の多様化に伴い、携帯電話や、IP電話からの通報が増加しています。

携帯電話からの119番通報については、平成30年中は6万5,529件であり、総受信件数の50.7%を占めています。火災や救急をはじめとする緊急対応が必要なものは4万6,305件で、緊急対応が必要なもの全体の50%を占めるに至っています。

携帯電話からの119番通報は、当初は言葉での聴き取りに頼らざるを得ない状況であったため、慌ててしまつて住所が言えない方や、旅行者などで地理に不案内な方からの通報の場合、場所の特定に時間がかかっていました。平成19年度にGPS(全地球測位システム)機能付携帯電話やIP電話からの通報場所を表示できる「携帯電話等位置情報通知システム」を全国に先駆けて導入したことにより、受信時間の短縮や場所特定の確実性の向上につながりました。

しかし、GPS機能付携帯電話でも詳細な場所までは表示されない上、旧型の携帯電話にはGPS機能を持たない機種もあります。携帯電話で通報する際には、災害発生場所の住所を、付近の表札や看板、自動販売機等で確認するか、近くの人に聞くなど、場所を確かめてから通報する必要があります。

また、電波の状況により管轄外の他の消防本部につながるがありますが、その場合は、災害や救急が発生している消防本部に転送するなど、近隣消防本部との間で垣根を越えた協力体制を構築しています。

● 緊急通報の多様化

高齢者で突発性の生命に危険な症状のある方や、聴覚に障害のある方、また外国人の方で日本語がわからない方などでも緊急通報ができるように対応をすすめ、安心安全なまちづくりを目指しています。

① ケアライン119

一人暮らしの高齢者や障がいのある方が、家庭内の急病、火事、事故などの緊急時に、家庭の固定電話機から、あらかじめ登録している専用の番号に通報することで、速やかに救護を受けることができる仕組みです。

② FAX119・NET119

聴覚に障がいのある方など、音声による119番通報が困難な場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備え、対応しています。

(平成30年中の通報は9件)

FAX119 078-392-1119

また、携帯電話のインターネット機能を利用して、携帯電話の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる「Web119番通報システム」の運用を平成24年4月から開始しました。平成28年9月からは「Web119番通報システム」の後継である「NET119番通報システム」を運用しています。

(平成30年中の通報は6件)

③ 119番通報の多言語通訳

神戸市を訪れる外国観光客や市内に居住する留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報や災害現場での対応のため、平成26年6月から5ヶ国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)の同時通訳を開始しています。(平成30年中の通訳件数は38件)

● 心肺停止時の対応(口頭指導)

呼吸や心臓が停止した傷病者の救命率向上や社会復帰には、一刻も早い応急手当が必要です。そのため、司令係員は119番を受信してから救急車が現場に到着するまでの間、電話口で通報者に対して胸骨圧迫(心臓マッサージ)やAED(自動体外式除細動器)の活用等の応急手当の方法を分かりやすく伝え、実施してもらっています。

● 119ばんつうほうプレート(命の道標)

六甲山系は市街地から近く気軽に出かけられることもあって、近年、登山客が非常に多くなっており、それに伴って登山中に気分が悪くなったり、怪我をしたり、道に迷ったりして、携帯電話で救助を求める通報が増えています。平成30年中には山岳での救助事案が88件ありました。しかし、山中での救助要請は目印となるものが少なく、場所を特定することが困難なため、発見に時間を要することがあります。

そこで、救急隊や救助隊が現場に到着するまでの時間を短縮するため、神戸市では六甲山系87ハイキングルート上の約800か所の道標に、位置情報「プレート番号(例:き 35-5)」を表示した黄色の「119ばんつうほうプレート」を取り付けています。また、その位置を電子地図に記入した「山岳救助マップ」を作成し、緊急事態が発生した場合は、登山者に付近のプレート番号を通報してもらうことで、災害場所を特定し迅速に救助に向かうことができるようにしています(平成30年中の山岳救助マップの奏功事例は27件)。

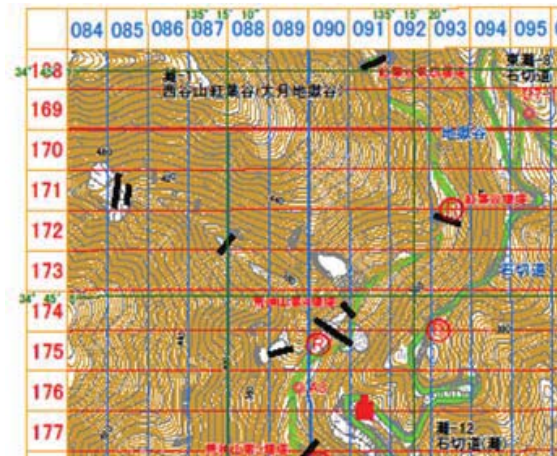


119ばんつうほうプレート

● 「災害対応地図」の活用

「119ばんつうほうプレート」の設置位置や山岳ルートに加えて、砂防堰堤、高圧電線などの目標物、緯度経度、50mごとのメッシュコードを記載した「災害対応地図」を作成しています。

通報者への聞き取りから得られたプレート番号や目標物、緯度経度、メッシュコード等の位置情報があれば、いち早く災害地点を特定することができます。



災害対応地図

6 航空機動隊の活動

● 航空機動隊の現状

航空機動隊は、ヘリコプターを活用し365日体制で救助、消火、救急及び情報収集活動等を実施しています。

神戸市と兵庫県は、平成16年より全国初となる県・市共同運航を行っており、これによって原則として常時2機のヘリコプター(川崎式BK117C-2型)を稼働させる体制を確立しています。

また、平成27年1月には従来機を更新し、「HYOGO・KOBE-I」が稼働を開始しました。「HYOGO・KOBE-I」には従来機の「KOBE-II」と併用して使用できるデジタルヘリテレカメラ(NEC製)を導入し、赤外線映像のカラー化や可視画像のHD化等の新機能が追加され、各種災害に対する情報収集能力が向上しています。その後、平成28年10月にはもう1機の「ひょうご」専用の新型デジタルヘリテレカメラ(FLIR製)を導入し、これらを活用して、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等を想定した訓練を実施するなど、災害対応能力の向上に努めています。

平成30年中は504件の災害対応を実施しており、兵庫県下におけるヘリコプターの消防防災活動は、市民・県民の「安全」「安心」にとって非常に重要なものとなっています。



「HYOGO・KOBE-I」

● 市内災害出動件数

平成30年の神戸市内における出動件数は355件で、災害種別ごとでは、建物火災143件、林野火災16件、山岳救助56件、水難救助20件、救急83件となっています。

● 県内災害出動件数(市内出動を除く)

平成30年の兵庫県内(神戸市を除く)出動件数は149件でした。災害種別ごとの出動件数は、林野火災19件、山岳救助42件、水難救助11件、救急68件となっています。

兵庫県には1,500m級の山岳地帯もあり、従来から多くの山岳救助事案が発生しています。これらの事案に対してはヘリコプターでの活動が特に有効であることから、山岳救助出動も年々増加する傾向にあります。

県内の災害出動は平成15年(県・市共同運航開始前)の21件から大きく増加しています。これは共同運航開始後に実施している、県内各消防本部に対する県防災ヘリの有効活用に関する啓発活動の効果が現れたためと考えられます。

市民・県民にとっての、消防・防災ヘリコプターの存在意義はますます向上していくものと考えられます。

● ヘリコプターによる救助

ヘリコプターによる救助活動は、山岳救助のほか、水難救助、高速道路救助等の各種救助事案においても、ヘリコプターの機動力を活かし、救助隊員が地上へ降下し、要救助者をヘリコプターのホイストで吊り上げて機内に収容するなどの方法で行います。その後、近くの安全な場所に着陸して救急車への引き継ぎを行い、場合によってはそのまま病院の屋上ヘリポートまで搬送することもあります。また、状況に応じてドクターヘリへ要救助者の引き継ぎを行うこともあります。

平成30年中は市内56件、県内42件の山岳救助に出動しましたが、最近では登山ブームを背景に、準備不足が原因と思われる山岳救助事案も増加しています。

航空機動隊では日頃から山の事故を防止するために十分な準備をお願いしていますが、万一山岳救助の要請が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- ① 危険がない限り通報した場所から動かないこと。
- ② 携帯電話の電源を切らないこと。
- ③ ヘリや救助隊が近づいたら手を振るなど合図をして場所を知らせること。上着やライトを使って合図すると効果的です。



ホイストによる山岳救助活動



病院屋上ヘリポートでの傷病者の引継ぎ

● ヘリコプターによる救急

航空機動隊は、救急事案においても、管制室や現場の救急隊長が、ヘリ搬送が有効であると判断した場合に、ヘリコプターに医師を同乗させ現場へ向かい、空飛ぶ救急車として積極的な救急業務を実施しています。

北区、西区などの郊外で発生した救急事案において市街地の病院への搬送が必要な場合、救急車では約40分を要する距離でも、ヘリコプターでは6分程度であり、この速さは救命率の向上に大きな効果をもたらすものであるといえます。

航空機動隊はできるだけ現場近くに離着陸できるような場所の確保に努め、災害現場から医療機関へ収容するまでの時間短縮を図っています。

また、中央区にある神戸市立医療センター中央市民病院や兵庫県災害医療センター、神戸大学医学部附属病院、兵庫県立こども病院には屋上ヘリポートが設置されており、医療機関へ直接搬送するケースも増加しています。

平成30年中のヘリコプターによる救急出動件数は、市内83件、県内68件でした。一刻も早く医療機関へ搬送するため、公立豊岡病院ドクターヘリや兵庫県立加古川医療センターを基地病院とする兵庫県ドクターヘリと役割を分担し、連携しながら活動しています。



航空機動隊員



航空機動隊のエンブレム

第 3 章

一人でも多くの命を助けるために

1 救急救命活動

● 救急隊の活動

神戸市では、救急需要の増大に対応するため、平成31年4月1日現在、33 隊の救急隊及び326 名の救急隊員を配置しています。119 番通報で救急要請があると、その現場に最も近い場所にいる救急隊がコンピューターで選出され、現場へ出動します。

救急隊が現場に到着すると、傷病者を観察し、迅速・的確な応急処置を行い、症状に適した医療機関に直接、携帯電話等で収容交渉をして搬送しています。また、大規模な災害が発生した場合や携帯電話が使用できない場合等の状況によっては、事故の概要、傷病者の意識レベルや応急処置等の情報を救急隊が管制室に無線で連絡し、司令係員が医療機関へ収容交渉を行うこともあります。

救急隊は、医療機関に傷病者を収容後、医師に事故の概要、現場到着時や搬送途上の傷病者の容態などについて引き継ぎを行い、医療機関を引き揚げます。

● 救急救命士の乗車する救急車の運用

救急救命士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。」(救急救命士法第2条)とされています。神戸市では、平成4年度から救急救命士の乗車する救急車の運用を始めました。

(1) 救急救命士の行う救急救命処置

救急救命士は、呼吸や脈拍が停止している重篤な傷病者に対し、医師の具体的な指示のもと「特定行為」と呼ばれる次の救急救命処置を行うことができます。

① 器具による気道確保

気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイなどの医療器具を使用した気道確保

② 静脈路確保のための輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

③ 薬剤の投与

心拍再開に資する薬剤「アドレナリン」の投与
さらに、平成26年4月1日から心肺停止前に実施できる処置として、次の2つが加わりました。

④ 心肺停止前の静脈路確保及び輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

⑤ 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(2) 高規格救急車

救急救命士が医師の指示を受けて行う高度な救急救命処置(特定行為等)を救急車内で行えるように、次のような特徴を備えています。

① 除細動器等の高度救命用資器材など応急処置に必要な救急資器材を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる空間を確保すること。

② ストレッチャー(ベッド)を左右に移動できるようにするなど、効率的に車内での救急救命処置が出来る空間を確保すること。

● 消防隊との連携(ペア出動)

119番受信時に呼吸などが停止していると推測される救命救急事案においては、救急隊に加えて消防隊も出動させる体制(特定救急出動)を平成10年4月から実施しています。より多くのマンパワーを投入することで、除細動や輸液などの救急救命処置や、処置した傷病者の搬送を迅速かつ効果的に行うことができ、さらなる救命率の向上が期待できます。

急病などで119番通報される場合には、意識や呼吸の有無等の症状をできるだけ詳しく知らせてください。

また、救急隊の到着が遅れる場合には、先に到着した消防隊が必要な救命処置を行うことができます。そのため、市内全29消防署所の消防ポンプ車にAED(自動体外式除細動器)を配備し、運用を行っています(表3-1)。

| | 特定救急出動 | |
|---------|---------|-------------|
| | 出動件数 | 消防隊が応急処置を実施 |
| 平成 30 年 | 3,180 件 | |

表 3-1 特定救急出動件数

その他にも、安全管理を必要とする自動車専用道路上の救急現場や、道路狹隘地区・急傾斜地等で搬送困難な事案などにも消防隊が出動（支援救急出動）し、救急隊をサポートしています（表 3-2）。

| | 支援救急出動件数 |
|---------|----------|
| 平成 30 年 | 1,005 件 |

表 3-2 支援救急出動件数



消防隊と救急隊の連携

● 大規模災害対応救急隊の運用

神戸市では、大規模災害発生時に消防機関と医療チームとの連携・調整を行う役割を担うとともに、救急隊の指揮を担う専門の救急隊「大規模災害対応救急隊（愛称：ブルーキャット（BLUE-CAT）」を平成 18 年 10 月 1 日に発隊させ、水上消防署に配置しました。

この救急隊には通常の救急車の設備に加え、医療機関の傷病者受入情報を閲覧できる兵庫県広域災害・救急医療情報システム（パソコン・携帯電話等）を積載しています。

大規模災害対応救急隊は、これらの情報を活用して迅速な搬送を指揮するほか、医療チームのトリアージ、治療、搬送などの救急活動を効果的に行うことができるようにするなど、災害現場において、限られた医療

スタッフ、救急隊などが体系的に有効かつ効果的に活動することができるよう、各チームの活動を調整する役割を担います。



大規模災害対応救急隊（BLUE-CAT）

2 救急業務の向上

● メディカルコントロール体制

神戸市では、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備しています。メディカルコントロールとは、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を医学的観点から保障することをいいます。

この体制構築のためには、医療関係者等から構成される都道府県単位の協議会および二次医療圏ごとに「メディカルコントロール協議会」を設置するとともに、主に次にあげる体制の整備が必要とされています。

- ① 救急隊員に対する医師の指示、指導・助言体制の強化
- ② 現場救急活動に対する、医師の医学的観点からの事後検証体制の充実
- ③ 救急救命士を含む救急隊員への教育
- ④ プロトコールの策定

神戸市では、神戸市保健医療審議会の保健医療連絡協議専門分科会における専門部会として承認を受けた「メディカルコントロール部会（神戸市メディカルコントロール検討委員会）」を平成 14 年 11 月に設置し、メディカルコントロール体制を整備しました。

● 救急隊員研修

神戸市では、救急隊員研修として昭和53年度から「救急隊員の行う応急処置等の基準」による救急Ⅰ課程を実施し、平成3年度からは救急Ⅰ課程修了者を対象に、高度な応急処置を学ぶ救急Ⅱ課程を実施してきました。また、平成9年度以降に採用した消防職員は、全員が救急Ⅰ課程と救急Ⅱ課程を合わせた救急課程研修を修了しています。

一方、救急救命士の免許を取得するためには約7カ月の救急救命士養成研修を修了した後、国家試験に合格する必要があります。さらに、救急救命士免許取得後も日々進歩する医学的知識の習得及び技能向上のため、定期的に再教育を受けなければなりません。メディカルコントロール体制のもとで各救急救命士が2年間に128時間以上の再教育を受けることとしています。

神戸市では神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県災害医療センター及び神戸大学医学部附属病院等の協力を得て、表3-3のような救急救命士及び救急隊員の研修を実施しています。

| | 研修項目 | 内容 | 時間等 |
|------|-------------|--------------------|-------|
| 資格研修 | 救急課程 | 救急隊員資格研修 | 278h |
| | 救急救命士養成研修 | 救急救命士国家試験受験資格研修 | 約7ヶ月 |
| | 救急救命士就業前研修 | 就業前の病院実習 | 160h |
| 定期研修 | 救急症例研修 (※) | 救命救急センター搬入症例の事後検討等 | 4h・3回 |
| | 救急技術研修会 (※) | 救急隊が想定訓練に参加 | 5h・2回 |
| | 地域病院研修 (※) | 管轄病院での研修 | 4h |
| | 救急実務研修 (※) | 救急実務(接遇・法律等)に関する研修 | 4h・1回 |

| | | | |
|---------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|
| 再教育 | 救急隊員生涯教育 | 救急隊員生涯教育による研修(上記※による研修含む) | 80h/2年 (新任は85h/2年) |
| | 救急救命士再教育研修(平成29・30年度) | 神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センター | 48h/2年 |
| 学会等への参加 | 日本臨床救急医学会 | | 1回/年 |
| | 近畿救急医学研究会 | | 4回/年 |
| | 全国救急隊員ソポゾム | | 1回/年 |
| | その他の教養研修会(医師会主催) | | 5回/年 |

表3-3 救急隊員の研修内容



救急技術研修会

● 救急救命士の養成

「救急救命士」は国家資格であり、受験資格として、救急現場で2,000時間または5年以上の経験実績が必要です。約7カ月間の研修を通じて、救急救命士として必要な知識と、救急救命士だけに認められる高度な救急救命処置の技術を身に付け、その後の国家試験に合格して初めて救急救命士となることができます。

● 指導救命士制度による技術向上

平成28年度から指導救命士制度が創設され、豊富な経験を持ち、一定の要件を満たした救急救命士が指導救命士として認定されています。

指導救命士はその技能を活かして、他の救急隊員に対する技術向上のための研修等に携わることとされ、平成30年度末時点で8名が認定されています。

こうした制度により、救急隊員の一層の技術向上を図っていきます。

3 医療機関との連携

● 救急医療体制

神戸市では次の救急医療体制に基づいて業務を行っています。

(1) 初期救急医療

- ・かかりつけ医師・歯科医師
- ・神戸市医師会急病診療所（夜間・休日）
- ・神戸市医師会東部休日急病診療所（休日）
- ・神戸市医師会西部休日急病診療所（休日）
- ・神戸こども初期急病センター（夜間・休日）
- ・休日歯科診療所（休日）

(2) 二次救急医療（入院・手術を必要とするもので、救命救急を除く場合）

・病院群輪番制

神戸市内を4ブロックに区分し、その区域内の医療機関が休日・夜間の内科系、外科系の救急医療を輪番で担当します。その他に小児科、脳疾患、循環器疾患、整形外科、その他についても輪番制度が運営されています。

- ・救急告示医療機関
- ・市民病院群

神戸市立医療センター西市民病院、西神戸医療センターが毎日24時間体制で救急医療を担当しています。

(3) 三次救急医療（救命救急センター）

初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、心筋梗塞、脳卒中、頸椎損傷などの重篤な傷病者の医療を24時間確保するために、概ね人口100万人につき1カ所の割合で設置されており、神戸市では次の3病院が担当しています。

- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・兵庫県災害医療センター
- ・神戸大学医学部附属病院

上記の救命救急センターの中でも、特に高度な診療機能を提供する医療機関として兵庫県災害医療セ

ターが高度救命救急センターに指定されています。

4 市民救急の推進

● 市民救命士の養成

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた市民（バイスタンダー）の皆さんの素早い応急手当が不可欠です。

消防局では、「あなたの愛する人を救うために」をテーマに各種講習会を実施しています（表3-4、3-5）。

| 種 別 | | 内 容（講習時間） |
|--------------|----------|----------------------------------|
| 市民救命士講習 | 救命入門コース | AEDを含んだ心肺蘇生法（1.5h） |
| | 普通救命コースⅠ | AEDを含んだ心肺蘇生法（3h※1） |
| | 普通救命コースⅡ | 上記Ⅰに試験を実施するコース※2（4h） |
| | 小児コース | 小児・乳児への応急手当等（3h） |
| | ケガの手当コース | 止血・包帯・副子固定法（2h） |
| | 上級コース | 上記コースの内容に加えて 体位管理及び搬送法の習得（8h） |
| 救急インストラクター講習 | | 高度な応急手当と指導技法の習得（24h） |

※1 応急手当WEB講習の活用で60分短縮

※2 スポーツインストラクター、介護福祉士等、AEDを使用する可能性の高い職業の方を対象

表3-4 市民救命士講習等の内容

| 区 分 | 平成5～29年度 | 平成30年度 | 合 計 |
|--------------|----------|---------|----------|
| 市民救命士講習 | 634,171人 | 27,650人 | 661,821人 |
| 救急インストラクター講習 | 6,849人 | 223人 | 7,072人 |
| 合 計 | 641,020人 | 27,873人 | 668,893人 |

表3-5 市民救命士等の養成状況



市民救命士講習修了証

● FAST（民間救急講習団体）

応急手当の一層の普及のためには、行政のみならず、地域に根ざした普及活動を定着させ、応急手当の輪を広げていく必要があります。

神戸市では、民間救急講習団体の普及のため、FAST (First Aid Support Team=地域における応急手当の普及の核となる事業所等) 制度を設け、一定の要件を満たした事業所等が市民救命士講習を実施する場合に、消防職員等の立会いがなくとも修了証を発行できるようになりました。これにより、市民救命士講習を身近に受講できる機会を増やし、地域とともに安全・安心なまちづくりを推進しています。

この民間救急講習団体は、77 団体（平成 30 年 3 月 31 日現在）となりました。団体名については消防局のホームページに掲載しています。

● 自動体外式除細動器（AED : Automated External Defibrillator）の使用）

心臓が止まるような重症の不整脈を生じた場合に正常に戻すために心臓に電気ショックを与える「除細動」は、早く行うほど救命の効果があることから、一般の人々もAEDを使用することができるようになっていきます。

平成 17 年 4 月からは市民救命士講習でAEDの取り扱いを含んだ普通救命コース I / II, 上級コース及び救急インストラクターコースを実施し、AEDを取り扱える市民救命士を養成しています。



AED（自動体外式除細動器）

● まちかど救急ステーション

神戸市では平成 17 年 4 月に、「まちかど救急ステーション標章交付制度」を創設し、市民が街中で、不慮の事故や急病により呼吸・脈が停止する重篤な状態に

なった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAEDにより除細動（電気ショック）を行い、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

「まちかど救急ステーション」は、平成 17 年 7 月 1 日に第 1 回の標章交付式を行って以来順次増加し、神戸市内で 2,415 箇所（平成 30 年 3 月 31 日現在）となりました。設置場所については、まちかど救急ステーションマップを作成して消防局のホームページに掲載しています。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/maticq.html>)

また、まちかど救急ステーションの設置場所は管制室のコンピューターに登録されており、119 番受信時には地図上に表示されますので、AEDの設置場所を通報者に知らせています。また、設置事業者にも協力を求めるなど早期の除細動を実施できる体制を整えています。



まちかど救急ステーション標章

● 市民救命士による応急手当とAED活用の奏功事例 ～ 救命のリレー ～

平成27年3月、駅構内において71歳男性が突然心肺停止状態になりましたが、早期通報がなされるとともに直ちに心肺蘇生法が開始され、まちかど救急ステーションに登録されている駅の職員がAEDを持参し、市民救命士と協力して電気ショックを行いました。

男性は、救急隊到着時には呼吸・脈拍ともに回復し、病院搬送され、その後社会復帰されました。

これは、適切な「救命のリレー」の結果、尊い命が救われた好事例といえます（市民救命士とまちかど救急ステーションの奏功事例です）。

● 市民が備える救急医療情報の普及

(1) 安心カード

神戸市では、高齢者の救急対策の一つとして、昭和59年から「安心カード」を配付しています。

「安心カード」はいざという時のために名前、緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを記入しておくもので、各消防署で希望者全員に配付していますが、特に次の方には携帯していただくようお勧めしています。

- ・心臓病、高血圧症、糖尿病等の持病がある方
- ・65歳以上の一人暮らしの方
- ・寝たきり等、身体の不自由な方



安心カード (表面)

安心カード (裏面)



カード様式は、消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/anshin.html>)

(2) 安心シート

家庭内でのケガや病気で救急車を要請した際に、駆けつけた救急隊にご自身の情報を提供するツールとして平成23年6月から「安心シート」を配布しています。

「安心シート」は、名前や持病、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記入する用紙と、「安心シート」の設置を救急隊に知らせるための玄関に貼る「表示マーク」で構成されています。

「安心シート」は希望者全員に各消防署で配付するとともに、消防局ホームページでも提供しています。
(http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/ambulance/ansin_seat.html)

また、神戸市内で配布されているタウンページ内「くらしのダイヤル」にもシート様式を掲載しています。



安心シート

● 自主救護の推進

多数の観客を収容する施設等で災害が発生し、パニック状態に陥れば、一度に多数のケガ人や病人が発生する危険性があります。

このため神戸市では、イベントの主権者に対して、救急事故等の防止、事故発生時の迅速的確な119番通報、傷病者搬送導線の確保、救急車の誘導要領、救護所の設置とAEDの配置、及び応急手当等の実施について予め計画を立てるという自主救護体制づくりを指導しています。

● 患者等搬送事業者の指導

高齢化社会の進展、在宅ケア患者の増加等に伴い、傷病者や身体の不自由な方等が、病院の入退院や社会

福祉施設への送迎用に、寝台車等を利用するケースが増加しています。

このため、神戸市では平成2年5月に「神戸市患者等搬送事業指導要綱」を制定しました。この指導要綱に基づいて、一定の構造と設備を満たす患者等搬送用自動車に有し、かつ応急手当技術を持つ乗務員を乗車させる体制にある神戸市内の13事業者には、患者等搬送事業者認定証と同認定マークを交付しています（平成30年末現在）。

平成18年12月には、ストレッチャーを装備する自動車に加え、車椅子のみを固定できる自動車についても認定できるよう要綱を改正しました。

また、応急手当技術を持つ乗務員を養成するため、乗務員適任証取得講習や補充講習、及び定期講習を実施しています。



患者等搬送用自動車認定マーク

5 大災害時の市民、医療機関、民間団体との協力体制

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、次の協力体制を構築しています。

● 神戸市民救急ボランティア組織

平成8年11月、神戸市民救急ボランティア組織が結成されました。この組織は救急インストラクターの有志の集まりで、大災害が発生した場合には傷病者の救護を率先して行い、また、平常時には応急手当普及啓発活動などを実施しています。

消防局では、教育委員会と連携して、平成13年度から神戸市内の市立中学校で「総合的な学習の時間」の

中に「命の大切さ」を学ぶカリキュラムを作成し、その中に市民救命士講習を導入しました。この講習の主な指導者は神戸市民救急ボランティアの皆さんで、平成30年度は57校で市民救命士講習の指導にあたっています。

その他、各種防災訓練、消防出初式、各消防署単位による支部活動での応急手当普及啓発活動などにも参加していただいています。



救急ボランティアによる講習会

● 大規模災害時の医師派遣協定

阪神・淡路大震災後、大規模災害発生時の救急業務をより円滑に実施するため、大規模災害が発生した場合に、医師が消防局管制室に参集して救急隊に対する指導・助言や医療機関との連絡調整を行うことを取り決めており、平成20年10月に神戸市医師会との間に「大規模災害等発生時における医師派遣業務に関する協定書」を締結しました。

● 患者等搬送事業者との搬送協定

平成8年3月、大規模災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、患者等搬送事業者と「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定」を締結しました。これにより大規模災害時の搬送体制が強化されました。

● 大規模災害時の救急医薬品等の調達に関する協定

平成25年9月に、これまでの協定を見直し、大規模災害時に救急活動及び医療救護活動の円滑化を図るため、救急医薬品、救急資器材等を円滑かつ迅速に調達

できるように、改めて救急医薬品等関係団体と緊急調達に関する協定を締結しました。

6 救急需要対策

● 救急車の適正利用

増加する救急需要に対する取り組みとして、市民の皆様にご覧いただき、救急車の適正利用をお願いするためのポスターやチラシ等を作成し、関係機関の協力を得て掲示しています。また、転院搬送ガイドライン、高齢者福祉施設における救急要請ガイドラインの導入、患者等搬送事業者への側面支援なども実施しています。今後も様々な観点から、増加する救急需要への取り組みを継続して実施していきます。



救急需要対策ポスター

● 日常生活に関わる事故の予防対策

『日常生活に関わる事故』とは、主に家庭内を中心として、日常生活を営む中で誰にでも起こりうる生活に密着した事故をいいます。例えば、風呂場で滑って転倒した、食事中に餅を喉に詰めた、幼児が椅子から転落したなどの事故です。日常生活に関わる事故の救急搬送人員数は、平成25年中で約1万人にも達し、事故による年間救急搬送人員数の過半数を占めています。これらの事故は実は同じような原因で発生しています。少しの注意や身の回りのものを整理するだけで避けられるものが数多くあります。

神戸市消防局では、救急隊・救助隊等が日常生活に関わる事故に出動して得られた情報をもとに、事故の原因となる情報の収集・分析・調査を行っています。

そこから得られた事故の発生傾向や特徴、注意点などの情報を市民の皆様にご覧いただくことにより、簡単に防ぐことができる事故を未然に防止し、事故件数自体を減らす取り組みを進めています。

● 迷った時には～神戸市救急受診ガイド～

病気やけがをしたときなどに「救急車を呼ぶべきなのか」「病院に行くべきなのか」を迷った際にアドバイスを受けられる「神戸市救急受診ガイド」をホームページで公開しています。迷った際や事前学習として活用してください。

◆インターネットで検索

<http://www.kyukyujushinguide.jp/kobe/>



「神戸市救急受診ガイド」の操作画面

● 救急安心センターこうべ

神戸市では、増加する救急需要への対策と市民の不安解消を目的とし、救急車を呼ぼうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時など、24時間365日いつでも相談できる救急電話相談事業を行っています。

神戸市域を対象に、相談員である看護師が聞き取った相談者の訴えや症状に基づき、オンコールで医師の助言を受けながら、緊急性や受診の必要性の判断、現在受診可能な医療機関の案内を行います。緊急性がある場合は、119番に電話転送し、直ちに救急車の出動へ繋がります。

救急安心センターこうべ 電話「#7119」

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

● おくる電（でん）

（神戸市病院送迎紹介コールセンター）

「救急車を呼ぶほどではないけれど、病院への交通手段に困っている」という方に、最寄りのタクシー・介護タクシーを紹介するコールセンターです。ロボットによる自動応答システムですが、全て声でやり取りできます。

おくる電 050-3733-7555

第 4 章

市民と共に築く安全な暮らし

1 防災福祉コミュニティ

阪神・淡路大震災から 24 年が経過しました。

震災は、神戸に未曾有の被害をもたらしましたが、震災で得た大きな教訓に、普段からの助け合いがいざというときに大きな力を発揮したことがあげられます。日頃からコミュニティ活動が活発なところは、地域の皆さんが協力して消火活動や救助活動にあたり、多くの生命を救出したり、被害を少なくしました。

神戸市が平成 7 年度から取り組んでいる防災福祉コミュニティ事業は、この震災の教訓を踏まえ、市民の災害活動力をより組織的で効果的なものにするため、市民のコミュニティ活動を育成・活性化して安全で安心なまちづくりを推進しようとするものです。

防災福祉コミュニティとは、市民・事業者・市が協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、日常の地域福祉等のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを、災害等発生時には、初期消火、救出救護、災害時要援護者への支援を含む避難活動などの災害活動に有効に活かせるよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組んでいる組織のことです。

防災福祉コミュニティは、概ね小学校区単位で、市内全ての地域（192 地区）で結成されています。

● 地域防災力の向上のために

防災福祉コミュニティは、各地域での防災訓練をはじめ、震災の教訓を継承するための防災教育などにも取り組み、地域防災力の向上において大きな役割を担っています。

しかしながら、近年、災害も大規模化・複雑多様化しており、地域においても震災だけではなく、津波や洪水・土砂災害といった多種多様な災害への対応や避難に伴う要援護者支援対策等、新たな課題も出てきています。

そのような中、防災福祉コミュニティが非常時において相互に協力し、積極的かつ組織的な防災活動を実施できるよう、次のような支援や取り組みをしています。

(1) 消防係員地区担当制

平成 19 年 4 月から、各消防係員がそれぞれの地域を担当することにより、地域のみなさんと顔の見える関係を築き、地域の状況に応じた活動メニューの提示や各種相談対応など、地域に根付いた支援を実施しています。

(2) 活動経費、資機材整備費の一部助成

ア 運営活動費

普通の活動や運営に必要な経費を運営活動費として 1 地区あたり上限 14 万円(1 年あたり)の助成をしています。

イ 提案型活動費

地域の特性を活かした活動や先駆的な活動の企画提案に対し、提案型活動費として 1 地区あたり 20 万円を上限に助成しています。なお、提案型活動費については、申請があった企画について、審査会を開催し、助成対象を決定しています。

ウ 防災資機材整備費

防災福祉コミュニティが管理する防災資機材の老朽化に伴う更新や、新たな取り組みに伴う防災資機材の整備のために必要な経費を予算の範囲内で助成しています。

(3) 市民防災リーダーの養成

災害時に消防などの公的機関が現場に到着し災害活動を開始するまでの間、地域の先頭に立って近隣住民と力を合わせ、可能な範囲で消火活動や救助活動等を自主的に行うとともに、平常時には、防災訓練、防災相談窓口としての役割を担う人材を育成しています。

(4) 統括防災リーダーの育成

「防災マネジメント研修」を通じて地域全体をまとめることができる「統括防災リーダー」の養成をしています。

研修では、講義やワークショップを通じて、防災知識や組織マネジメント能力の向上を図っています。

(5) 地域おたすけガイドの作成

大規模災害時に防災福祉コミュニティがより組織的な活動を実施することができるよう、地域住民が事前にワークショップなどを開いて、災害時の集合同所等について話し合い、災害初動時の対応計画書を作成しています。

(6) BOKOMI サポーター制度

大学のボランティアグループや防災に関する専門的な知識等を有する個人、団体を「BOKOMI サポーター」として登録し、地域の防災活動を支援しています。



防災福祉コミュニティ訓練風景

● その他の施策

(1) はちどりネット“防災協力事業所”制度

あらかじめ登録した住民や事業所（災害連絡員）に対して災害発生を伝える連絡網を整備し、身近で事故等が発生した場合には、登録された事業所（防災協力事業所）は、自分たちのできる範囲で自主的に防災活動を行なっていただくという仕組みです。

(2) 防災福祉コミュニティの世界発信事業

JICA関西が実施する防災関連研修や視察研修などの機会を通じて、防災福祉コミュニティ（通称：BOKOMI）の活動事例や精神を国内外に広く伝えることで、震災の経験と教訓の継承、発信を行っ

ています。また、研修を受けた研修員も自国において防災教育やリーダーの養成等、様々な地域防災の向上への取り組みを進めています。平成22年度には、インドネシアのジョグジャカルタで海外初のBOKOMIが結成され、現地の地域防災力の向上に貢献しています。



JICA「コミュニティ防災コース」で参加した防災訓練の様子

2 防災教育の支援

消防局では、学校や地域と連携し、子ども達への防災教育を支援しています。子どもに震災の教訓や命の大切さを伝え、また学校・家庭・地域が一体となって地域防災力の向上を図ることを目的とした「BOKOMI スクールガイド～防災教育支援ガイドブック」を教育委員会、NPO法人と合同で作成し、市内全ての防災福祉コミュニティに配付しました。

このガイドブックを共有ツールとして、地域、保護者、子どもが一緒に防災について学ぶことができ、また地域活動へ参加する機会を提供できるようになりました。



地域による防災教育の実施

3 住宅防火

● 住宅火災から命を守る

住宅火災による死者の発生を防止するためには、火災を早く発見し、早く消火することが大切です。

神戸市では住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災性能を有する布団や衣類など住宅向け防災機器等の普及促進を図っています。

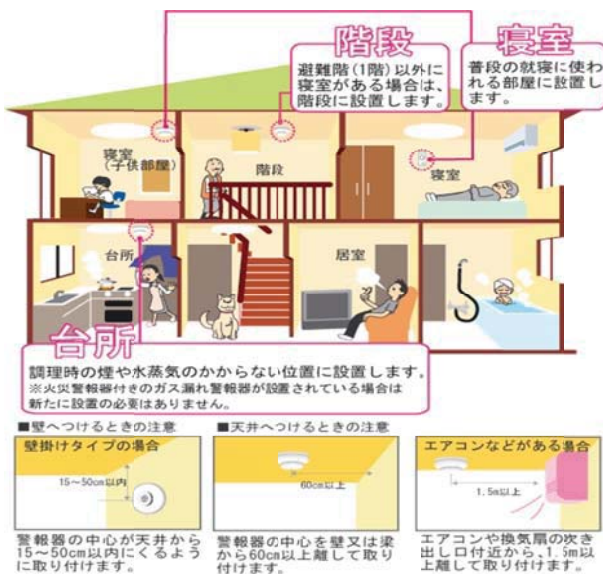
● 住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災による死者を減らすことを目的として消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



住宅用火災警報器キャラクター“しらすちゃん”

設置場所は寝室と台所、また上階に寝室がある場合は階段室にも必要です。



住宅用火災警報器の設置場所

● 住宅用火災警報器の効果

法令により全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器ですが、設置済みの住宅で発生した火災と、未設置の住宅で発生した火災とでは、焼損面積と損害額に大きな差があることがわかりました。住宅火災1件あたりの平均損害額を比較したところ、設置ありの場合の損害は、設置なしの場合の損害に比べて半分以下でした(表4-1)。

このことから、火災を早期に発見し、火災による被害を少しでも軽減するためには、住宅用火災警報器の設置が不可欠であるといえます。未設置のご家庭は早急に設置して頂くようお願いします。

また、既に設置されているご家庭は、定期的に警報器の点検を行ってください。

| 設置状況 | 件数 | 火災1件当たり | |
|------|------|---------|---------|
| | | 焼損面積 | 損害額 |
| 設置あり | 562件 | 9㎡ | 968千円 |
| 設置なし | 202件 | 21㎡ | 2,360千円 |

※住宅火災のうち、共同住宅の共有部分で発生した火災及び設置の有無が不明であったものは除く。

表4-1 住宅用火災警報器の効果(平成26~30年)

● 消火用具を備えましょう

私たちの生活で最も身近な消火用具といえば消火器です。ご家庭に備える場合は、住宅用の強化液タイプの消火器が適しています。蓄圧式であるため破裂する恐れがありません。また消火薬剤が液体なので、冷却効果があるとともに噴射した際にも視界を妨げることもありません。このような特長から、天ぷら油火災にも最適です。お年寄りや体力に自信がない方で、消火器を扱うことが困難な方には、小型・軽量で取り扱いが簡単なエアゾール式簡易消火具をお勧めします。

● 住まいを守る住宅向け防災機器

日頃から防火を心がけていても、火災はちょっとした油断から発生します。もしもの時に備えて、住宅用火災警報器や住宅用消火器と併せて、下記の住宅向け防災機器を備えておくとう安心です。

- (1) 住宅用スプリンクラー
スプリンクラーのヘッドが火災の炎（熱）を感知し、自動的に散水・消火します。
- (2) 感震ブレーカー
一定規模の地震が生じると自動的に電気の供給を遮断します。地震後、復電したときの漏電などの原因による火災の発生を防止します。
- (3) 防災品
火がつきにくく、炎も燃え広がりません。エプロン、カーテン、布団、車両カバーなどは防災品を使用すると安心です。

4 露店等の防火対策

平成25年8月15日に行われた京都府福知山市の花火大会において、死者3名・負傷者56名の火災事故が発生しました。

これを受け、消防法施行令の条例制定基準が見直されたことから、神戸市でも神戸市火災予防条例を改正し、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しで、火気器具を使用する場合には消火器の準備が義務化されました。また露店等を開設する場合には、露店を開設しようとする者または主催者等が露店開設届出を消防署に提出しなければなりません。

さらに、露店数が80以上の場合には消防長が指定催しとして指定し、主催者は防火担当者を選任するとともに、予防計画を開催の14日前までに消防署に提出しなければなりません。指定催しは管轄の消防署の掲示板、神戸市消防局のホームページに公示されます。

5 ほっとな安心とどけます（広報）

● 目指しますマルチ広報

- (1) リスナーにとどけ … 「ダイヤル119」放送
毎週月曜日11時09分から約3分間、番組名「ダイヤル119」（ラジオ関西558kHz）を放送しています。

放送内容は、市民の皆さんに結びつくホットなニュースとして、火災や救急事故等の情報、集中豪雨や台風時の心構え、防火講習会や防災のつどいのお知らせ等、多種多彩な内容でお送りしています。

(2) 安全安心情報の提供

市民の皆さんに「火災予防」を身近に感じていただけるよう、情報の提供と掲載に努めています。

- ・市政記者クラブへの情報提供
- ・“広報紙KOB E”に安全情報の掲載
- ・“生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」”への掲載

(3) 神戸消防のホームページ活用

インターネット上に開設された神戸市のホームページ内に、消防に関するページを作成しています。

このホームページからも、“安全”や“安心”情報等を、画像や動画を交えながら提供するとともに、各種のイベント情報や統計資料、資格取得講習会の案内を発信しています。

● 市民に親しまれる広報

消防局の活動が市民の皆さんに親しまれるように、また、より深くご理解いただけるよう、いろいろな角度から広報活動を展開しています。

(1) 様々な広報行事の実施

防火・防災の知識を普及させるため、次のとおり火災予防運動等を行い、期間中には広報訓練・講習・各種イベントを集中的に実施しています。

- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春の火災予防運動（3月1日～3月7日）
- ・山火事防止運動（3月1日～3月31日）
- ・秋の火災予防運動（11月9日～11月15日）



文化財防火デー（広報訓練風景）

(2) 防災啓発パンフレットの作成と配付
安全で安心して暮らせるまちづくりのために役立つ知識をわかりやすいパンフレット形式でお伝えしています。

- ・防災福祉コミュニティ啓発パンフレット
- ・家庭用、事業所用パンフレット

(3) 神戸消防を知っていただくための広報
小学生を対象に、パンフレットやビデオなどで神戸消防をわかりやすく紹介しています。

- ・こうべしょうぼう (パンフレット)
- ・教えてウーカン (防災啓発及び紹介ビデオ)

(4) 防火、防災ビデオ・DVDの貸し出し
震災時のパネルを作成し、他の自治体などに貸し出し、地震の教訓を風化させないようにしています。また、防火や防災に関するビデオやDVDを市民、事業所、学校などに貸し出しています。

《タイトル例》

- ・桃太郎の火あそびやめよう！火の用心 (児童向け)
- ・火災から命を守る8つのポイント (家庭向け)

(5) 住宅防火広報用ビデオによる広報
～ウム！こんなところに落とし穴～
火災予防において重要課題である住宅火災。その予防対策の一環として、神戸市消防局で作成した広報用ビデオでは、住宅火災で特に多い火災原因とその予防策を紹介しています。

(6) 児童、生徒に防災啓発
防火や防災について考えていただくひとつの機会として、毎年、防災啓発作品 (ポスター・作文・防火標語) を市内の小中学生の皆さんから募集しています。

応募数

平成29年度 ; 合計3,909点

平成30年度 ; 合計3,337点

・優秀な作品を表彰 (神戸市長最優秀賞・神戸市長優秀賞・神戸市消防長賞など) し、各消防署単位で作品展を開催しています。

・ポスター入選作品、優秀作文、優秀防火標語を掲載したカレンダーを作成するとともにホームページに掲載しています。

(7) 出前トーク
防火・防災について市民の皆さんによりよく知っていただき、理解を深めていただけるよう、平成12年度から神戸市が行っている「出前トーク」を、消防局でも実施しています。

これは、防火・防災、救急などに関するテーマで市民から依頼があれば、消防職員が直接地域に説明に向くとともに、質疑応答や意見交換を通して、防火・防災についてともに考えようというものです。

《消防に関するテーマ》

- ・火事・救急は119番!! 管制室のしくみ
- ・消防用設備等を知りましょう

～いざという時、消防用設備等を使用し、
自分の命は、自分で守ろう～

- ・火災予防の基礎知識
～住宅火災を防ごう～
- ・消防団の活動
～自らの地域は自らが守る～
- ・救急隊の活動
～救急車の利用法～
- ・航空隊の活動
～空の消防・救助・救急隊～
- ・航空隊員と考える山岳救助
～山中での119通報・何に注意する?～
- ・地域における防災活動について
～自主防災の必要性～
- ・市民救命士の役割
～大切な命のために～
- ・家庭内事故予防
～転ばぬ先の一工夫～

6 市民の皆さんとともに

● 市民防災の推進

(1) 防災訓練の実施
市民防災の日 (1月17日)
防災福祉コミュニティ等の自主防災組織を中心に訓練を実施しています。

また、「神戸市民の安全の推進に関する条例」の施行により、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めています。

(2) 地域防災シンポジウム[防災功労者(団体)表彰式]の実施

神戸市では、「神戸市の安全で安心なまちづくり」に実績を上げられた個人・団体を防災功労者として表彰しています。

平成30年度は14団体と20人の方が受賞されました。

また、表彰と併せて、防災に関する啓発を目的とした基調講演を行っています。

● トライやる・ウィークへの協力

消防署等では、各署の特性や地域性を活かした学習計画をたて、市内の中学2年生を対象に受け入れています。

受け入れの期間中、生徒には消防職員の日常業務である災害への取り組みや訓練等を通じて、消防の仕事や社会での役割を理解してもらい、自分が「どのように社会で生きていくか」を考える一助となるよう協力しています。

● グリーンパトロールの活動

グリーンパトロール制度は、神戸市民にとってかけがえのない緑の山を守るために昭和47年に発足しました(委員は200名で神戸市長が委嘱 任期2年)。

このグリーンパトロール員は自主的な登山活動のかわら、登山者に対し火の使用・木の愛護・山のマナー等について指導し、正しい知識を市民に広く知らせる活動をしています(平成30年度で24期目 延べ委嘱数4,628名)。

特に山火事防止運動期間中には、消防職員・消防団員と協力して市内登山道等において広報警戒パトロールを実施しています。

● 婦人防災安全委員の活動

昭和47年に、コミュニティ防災意識啓発の核として、災害に対する自主的な防災意識の高揚と、家庭における防災安全体制づくりを目的に発足しました(委員は300名で消防長が委嘱 任期2年)。



婦人防災安全委員研修風景

委員の方には地域の防災リーダーとして活動していただいています(令和元年度で25期目 延べ委嘱数7,500名)。

● みんなでつくろう放火されないまち

(1) 昨年の放火の状況

平成30年中に発生した火災460件のうち、放火及び放火の疑い(以下「放火」という)が原因の火災は68件でした。

放火による火災は昭和58年から平成29年まで35年間出火原因の1位でしたが、近年大きく減少しており、平成30年は出火原因の2位となりました。

(表4-2)。

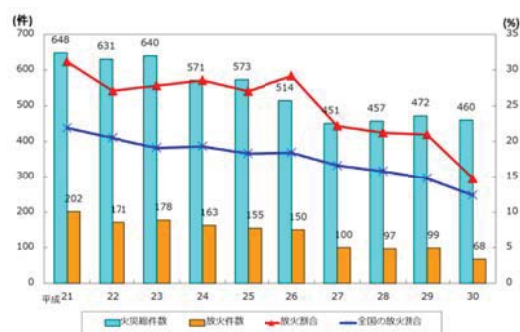


表4-2 放火発生件数と全体に占める割合

(2) 放火マップの公開

神戸市では、放火に対する予防啓発の一環として、全市の放火発生地点を示した「放火マップ」を作成し、神戸市のホームページに公開しています。放火

マップを公開することで、放火が発生している地域の住民の方々に対する注意喚起を行っています。視覚的に発生状況を把握することができ、身近な地域で発生している放火に対して注意を払うことができます。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/houka.html>)

(3) 放火火災防止推進重点地区の指定

神戸市では、特定の地域において放火が多発した場合等に、その地域を「放火火災防止推進重点地区」に指定することがあります。指定を受けた地域では、放火抑止のための集中的な警戒パトロールや、地域と連携した予防啓発活動等が行われます。

平成23年には、西区の一部の地域において指定を行いました。

7 同じ火災を繰り返さないために

● 未来の火災を消火する

消防では、火災から人命と財産の保護を図ることを目的として、火災の原因と損害の調査を行っています。

火災調査は、消防法によって定められた、消防の主たる責務の一つです。

(1) 火災調査結果の活用

火災調査の結果から得られる情報は、類似火災の再発防止、延焼拡大等の防止、死傷者の発生防止、防火管理状況の改善指導、統計情報等、あらゆる火災予防のために活用されます。

情報は、主に神戸市のホームページや報道機関、また、消防が発行する情報誌等を通じて市民の方々に発信していきます。

(2) 実験動画の配信

タイムリーな情報をお茶の間に提供するために、実際に起こりうる火災の再現実験動画を消防局ホームページにアップしています。また、スマートフォンでも視聴できるように実験動画を You Tube にアップするとともに、手軽にどこにいても視聴していただけるよう You Tube の URL を QR コードに変換し

て職員個人の名刺や広報時に配るチラシ等に添付しています。

(3) 電気火災を減少させる取り組み

電気は日常生活で欠くことのできないエネルギーとして社会に浸透し、高性能で小型化された電化製品が続々と商品化され、私たちの生活を豊かにしています。

一方、電気火災は、平成29年の73件から平成30年は64件と減少しましたが、依然として多くの火災が発生しています。

それを踏まえて、神戸市では「電気火災を減少させる」取り組みを次のとおり行っています。

① メーカーに対する改善指導の強化

② 総務省消防庁、NITE（(独)製品評価技術基盤機構）などの関係機関と情報共有

③ 地域住民に対する普及啓発活動

各消防署に配布した「電気火災実験セット」を活用して、地域住民の方に「見て」・「触れて」体感してもらうことで「電気火災の怖さ」を理解していただく活動を実施しています。

(4) 火災原因調査の技術力の更なる向上

消防局は火災調査の技術の更なる向上と人材育成のため以下の対策を行っています。

① 火災調査エキスパート認定制度

火災調査について豊富な知識・技術・経験・指導力等を有する熟練者の認定を行っており、平成30年度現在、4人の職員が認定されています。

② 火災調査課程

平成30年度は、火災原因調査の実務経験が10年未満の若手職員を対象とした「火災調査課程基礎コース」を実施しました。

③ 兵庫県下消防長会火災調査研究会

神戸市消防局が事務局となって、県下消防本部が調査結果の活用事例を紹介し、情報共有を図る研究会を毎年実施しています。

平成30年度は9月6日に神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて神戸学院大学と共同開催しました。

④ 消防防災科学技術賞への応募

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査事例報告を総務省消防庁長官が表彰する制度に応募しています。

平成30年度は消防防災科学論文部門で1編受賞しました。

8 高齢者、障がい者の安全・安心のために

消防局では、全ての市民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、様々な施策を展開しています。

特に、ひとり暮らしのお年寄り、生命にかかわるような持病のある方、身体障がい者等の市民の方々に対して、次のような安全・安心の確保のための施策に取り組んでいます。

・ケアライン119

一人暮らしの高齢者や障がいのある方が、家庭内での急病、火災などの緊急時に、家庭の固定電話機から、あらかじめ登録している専用の番号に通報することで、速やかに救護を受けることができる仕組みです。

・FAX119, NET119, Web119

聴覚に障がいのある者の方など、音声による119番通報が困難な場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備え、対応しています(平成30年中の通報は9件)。

FAX119 078-392-1119

また、携帯電話のインターネット機能を利用して、携帯電話の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる「Web119番通報システム」の運用を平成24年4月から、「Web119番通報システム」の後継である「NET119番通報システム」を平成28年9月から、それぞれ運用を開始しています(平成30年中の通報は6件)。

第 5 章

災害に強い都市をめざして

1 自主防火・防災体制の推進

● 防火対象物点検報告制度の推進

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて「防火対象物定期点検報告制度」が設けられました。この制度は、建物の所有者や管理者など管理について権原を有する人に対し、階段や廊下などの避難に使用する施設や消防訓練の実施状況など日頃の防火管理体制について、防火管理業務全般の専門的知識を有する「防火対象物点検資格者」に点検を定期に実施させ、その結果を消防機関に報告する義務を課するものです。

対象は、防火管理者の選任義務がある対象物のうち以下のものです。

- ① 不特定多数の人が出入りするもので、収容人員が300人以上のもの。
- ② 地階や3階以上の階に、不特定多数の人が出入りする用途があり、かつ、それらの部分から地上に直通する階段がひとつだけ(屋内階段に限る)のもの。

点検の結果、防火対象物が点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を表示することができます。

また、一定期間消防法令を遵守している防火管理上優良な防火対象物にあつては、申請に基づく消防機関の検査により、点検報告が免除される特例認定を受けることができます。この認定を受けた場合は「防火優良認定証」を表示することができます。

● ホテル・旅館に対する表示制度

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を教訓として総務省消防庁に検討部会が設置され、消防法令

に加えて建築基準法令の順守状況についても消防機関が確認し、安全情報を提供していた「適マーク制度」を再評価すべきとの報告がなされました。

これを契機に、ホテル・旅館の防火上の安全情報の提供を目的として、消防法令、建築基準法令が順守されているものに対する表示制度が創設され、神戸市においても平成26年4月から運用開始しています。

基準に適合している場合、表示マーク（銀）（有効期間1年）を、3年間継続して基準に適合している場合は表示マーク（金）（有効期間3年）を掲出することができます。

表示マークの運用によって、ホテル・旅館関係者の自発的な法令順守、安全性向上への取り組みが活性化されることが期待されています。



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

● 統括防火・防災管理者の責任・権限強化

平成26年4月から、管理権原が分かれた建物のうち一定のものについて、統括防火・防災管理者を選任し届け出ること、統括防火・防災管理者により全体の消防計画を作成し届け出ること、建物全体の訓練を実施することが義務付けられました。

また、統括防火・防災管理者には各テナントの防火・防災管理者に対する指示権が付与され、さらなる自主防火・防災管理体制の強化が図られました。

● 事業所における取り組み

神戸市では、事業所内の危険情報をまとめたFD（ファイヤーディフェンス）カードを、各事業所に備え付けておく取り組みを推進しています。

FDカードとは、災害時に考えられる全ての危険とその対応方法を事前に把握して書面に取りまとめたもので、日ごろから従業員に周知するとともに、災害発

生時には危険情報を消防隊に速やかに提供するために活用されています。

これにより、火災等の災害を未然に防止し、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられることが期待されています。

2 違反対象物の是正強化

● 行政処分による違反是正の強化

神戸市では、規模に関係なく危険度の高い建物への査察を積極的に行い、発覚した違反については、迅速かつ的確な違反是正を行うように努めています。

火災の予防に関する違反処理の例としては、次のようなものがあります。

- ① 防火管理者が選任されていない場合の選任命令
- ② 消火器など消防用設備等の未設置や維持が適正になされていない場合の設置維持命令
- ③ 防火対象物を火災予防上危険な状態で使用している場合の防火対象物の使用停止命令など

命令を行った場合は、市民に安全情報を提供するため、処分内容を記載した標識を建物出入口等に設置するほか、公報への掲載及びインターネット（神戸市ホームページ）に「火災予防上の命令を受けている違反対象物」として公表する場合があります。

また、平成26年度に神戸市火災予防条例を改正し、ホテル、旅館、病院、飲食店や物販店など不特定多数の方が利用する建物で重大な消防法違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）を確認した場合は、命令を待つことなく神戸市ホームページ等で違反建物の名称・所在地・違反内容等を公表しています。

● 違反是正強化期間の実施

毎年1月から3月を「違反是正強化期間」と定め、期間中、把握している違反を確実に是正することに取り組んでいます。

違反是正強化期間中の実施事項は次のとおりです。

- ① 違反処理による違反是正の徹底
- ② 自主防火管理体制の推進

- ③ 危険物施設の自主保安体制の推進

3 超高層化・深層化する建築物

● 超高層化・深層化する建築物の防災

近年、神戸市では、限られた土地の有効利用のため高さ100mを超える建築物や地下35mを超える建築物が建設されています。

これらの高層化・深層化する建築物は、ホテル、劇場、飲食店、事務所等、極めて多くの用途に使用され、使用形態・管理形態等も複雑多岐にわたるため、利用実態に即した防火安全対策が求められています。

● 建築防災計画等

このような建築物で災害等が発生した際、関係者・利用者の安全性を確保し、消防隊による救助活動・消火活動の円滑化を図るため、「建築防災計画」の作成等により以下の対策を指導しています。

- ① 初期消火のためのスプリンクラー設備の設置
- ② 煙、炎を拡散させない防煙・防火区画の形成
- ③ 安全・確実な避難経路の確保
- ④ 防災情報を一括して制御・管理する防災センターの設置
- ⑤ 迅速な消火活動に用いる非常用エレベーターの設置
- ⑥ 迅速な救急搬送に用いるトランク付きエレベーターの設置
- ⑦ 高層建築物の防災活動に活用するヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置
- ⑧ 水源確保のための防火水槽の設置

● 建物の安全性の確保

建物の建築時には、消防同意制度により、消防法令への適合性等をチェックし、防火安全性について審査・指導しています。また、建物の完成時には、消防用設備等が法令の基準どおり設置されたかどうか検査しています。

これに加えて、天井裏等の消防用設備等の配管や、防火区画の貫通部の処理等、建物完成時の検査では確

認しにくい部分について、その部分が完成した段階で適正に施工されているか確認するため、部分完成検査制度を条例に設けています。

この部分完成検査により、建物に基準違反があった場合にも迅速に改修等を促し工事段階で是正できるため、建築主にとっても経済的負担の軽減になります。

建物の建築計画から使用開始まで、それぞれの段階において、建築物を使用する市民等の防火安全が確保できるように指導しています。

● 消防用設備等の性能規定化

防火対象物は、用途、階数、床面積、収容人員等に応じて消防用設備等が設置されています。このような消防用設備等の規制方法を「仕様規定」といいます。

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加する一方で、新しい技術を用いた消防用設備等の開発がなされており、これらの新たに開発された設備やシステム等が迅速かつ適切に評価され、早く実用化されることが求められています。

これを実現するためには、新技術により開発された設備が、現在の基準と同等以上の防火安全性を有していることを客観的に判断する必要があります。

そのためには、消防用設備等の技術的な基準が「性能規定化」されることが必要となります。

技術的な基準が「性能規定化」されると、規制を受ける側はその「性能」を達成することを目標として、個々の事情に即した効率的かつ経済上合理的な技術開発ができるようになります。

これらの主旨を踏まえて、平成15年6月に消防法の一部が、平成16年2月に消防法施行令の一部がそれぞれ改正され、消防用設備等に係わる技術上の基準に性能規定が導入されています。

主な動きとしては、特定共同住宅等における性能規定化に関する省令及び告示等が平成19年4月に、一定の駐車場に設けることができる新たな消火設備に関する省令及び告示が平成26年3月に、それぞれ施行されました。

● 防災設備技能講習

建築物の超高層化・深層化が進む中で、最近の防災センターは最新のコンピューターにより防災関連設備を集中的に管理し、総合的に監視・制御が行える総合操作盤等を備えています。

神戸市火災予防条例第50条の4の5では、総合操作盤等の監視、操作等に從事させる場合には、「消防長が定める講習」を受けたものに当該行為を行わせなければならない、と規定されています。その資格を取得するための講習が防災設備技能講習です。

防災設備技能講習では、災害シミュレーションソフトを活用し、総合操作盤を実際に操作するなど実技を中心とした講習を行っています。

これまでに10,161人（平成31年3月末日現在）の方が資格を取得しています。

4 社会福祉施設等の安全対策

● 病院及び社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置指導

大規模な建築物には、火災の発生を感知し、自動的に効果的な消火を行うスプリンクラー設備が設置されています。

スプリンクラー設備は、昭和62年の消防法令の改正以前は、病院及び社会福祉施設等について延面積が6,000㎡以上のものに設置するようになっていました。

しかし、多数の焼死者を出すに至った昭和61年の知的障害者入所更生養護施設「陽気寮」火災（神戸市内）や、翌年の東京都内での特別養護老人ホーム「松寿園」火災を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所するものについては1,000㎡以上、病院については3,000㎡以上のものに設置することとされました。

さらに、平成18年には長崎県大村市でグループホーム火災があり、平成25年には長崎県長崎市でグループホーム火災、福岡県福岡市で有床診療所火災と、多数の死傷者を出す火災が後を絶たないことから、社会福祉施設のうち避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させる施設については平成27年4月1日から、避

難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所については平成28年4月1日から、延面積に関係なく設置することとされました。

神戸市では、上記の要件に該当しない病院・社会福祉施設等に対しても、火災予防上の見地からスプリンクラー設備を自主的に設置していただくよう、様々な機会を捉えて広報指導をおこなっています。

● 就寝施設等の二方向避難経路の確保

ホテル、病院、社会福祉施設、共同住宅等の施設では、過去の火災発生時に、就寝中の方が避難開始の遅れによって逃げ場を失い、窓等から飛び降りて死傷するなどの例が多く見られました。

このことから、神戸市では主たる出入口のほかバルコニーなどからも避難できる「二方向避難経路」を確保するよう条例で義務付けています。

なお、構造上、バルコニー等の設置が困難な建物に対しては、スプリンクラー設備の設置を義務付けています。

● 避難口の扉等の表示（グリーンドア）

神戸市では、高層建築物やホテル、レストラン、デパート、病院などの不特定多数の利用客がある施設の避難口の扉を、普段から避難に使用する扉であると認識してもらうため、避難方向に対する面を緑色（グリーンドア）とするよう条例で義務付けています。

5 大規模密閉空間の安全対策

● 可燃性発泡樹脂表示マーク

倉庫、工場等の大規模密閉空間に内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが明らかになりました。

このことから、神戸市火災予防条例では、平常時における従業員等（市民）の火気管理の意識啓発や、火災発生時における自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るため、可燃性発泡樹脂を使用している建物（共同住宅は除く）において火気を取り扱う場合には火災予

防火上必要な措置（喫煙や裸火の使用制限等）を講じる
こととしています。

また、上記の建物については、可燃性発泡樹脂が内
装材として使用されていることが分かるよう出入口等
に標識（内装表示マーク）を掲出することとしていま
す。

- 内装表示マークの掲出対象となる防火対象物
(消防長告示で指定)
 - ・ 定温倉庫や冷凍倉庫等の建物については、面積に関
係なく全てのもの（一部除外規定を設けています）
 - ・ その他の建物については、内装材として可燃性発泡
樹脂が使用されている区画ひとつあたりの床面積が
500 m²以上となるもの
- 内装表示マークの掲出場所
 - ・ 該当する建物の主要な出入口付近
 - ・ 消防隊が外部から開放できるシャッター等その他こ
れに類する開口部
 - ・ 可燃性発泡樹脂が使用されている部屋等の全ての出
入口付近



内装表示マーク

6 小規模飲食店の火災対策

平成28年12月22日（木）10時20分頃、新潟県
糸魚川市で大規模な市街地火災が発生しました。火災
の火元は小規模な飲食店（135.8 m²）のこんろからの
出火でしたが、フェーン現象に伴う強風により広範囲
に拡大し、焼損面積30,213 m²、焼損棟数147棟、け
が人17名（死者0名）もの被害となりました。

これまで150 m²未満の小規模な飲食店では消火器
の設置は義務ではありませんでしたが、この火災を受
け令和元年10月1日からは面積に関係なく、火を使
用する設備又は器具を設けた飲食店（※1）には消火

器の設置が義務付けられました（※1 調理油過熱防
止装置や自動消火装置等、防火上有効な措置として総
務省令で定める措置が講じられたものを除く。）。

消防局では、今まで消火器の設置義務がなかった
市内約5,000店の小規模飲食店に対して、法令改正の
お知らせやアンケートはがきを郵送しました。また、
消防隊による現地調査を実施し、法令が施行されるま
でに消火器を設置していただくよう指導を行いました。

7 危険物行政の動き

● 危険物施設の現況

私達の日常生活に欠かすことのできないガソリン、
灯油等の石油類をはじめとする化学物品には、引火、
発火の危険性があるものが多く、消防法で「危険物」
と定められています。一定数量以上の「危険物」を貯
蔵、取り扱う場合には許可等が必要であり、位置、構
造、設備等の技術基準及び貯蔵、取り扱いの方法等
について厳しく規制されています。

平成30年度中の危険物施設の設置許可件数は72件、
変更許可件数は392件でした。設置許可件数の施設区
分別では移動タンク貯蔵所が24件、続いて一般取扱所
18件、屋内貯蔵所14件の順に多く、また、変更許可件
数の施設区分別では、一般取扱所が116件、続いて給
油取扱所81件、屋外タンク貯蔵所56件の順となっ
ています。

平成31年3月31日現在、神戸市内の危険物施設数
は、3,076施設です。管轄消防署別では、東灘消防署管
内590施設、西消防署管内567施設、水上消防署管内
432施設と、この3署で危険物施設数の約半数を占めて
います。施設区分別では、移動タンク貯蔵所が636施
設と最も多く、次いで屋内貯蔵所、給油取扱所、地下
タンク貯蔵所の順となっています（図5-1、表5-1）。

年度別の危険物施設数の推移をみると、昭和59年度
末の5,588施設をピークに年々減少していましたが、
今年度は昨年度より16施設増加しました。全国的には
危険物施設は減少し続けており、これは産業構造の変
化や設備の老朽化による施設の廃止などが要因と考え
られます。

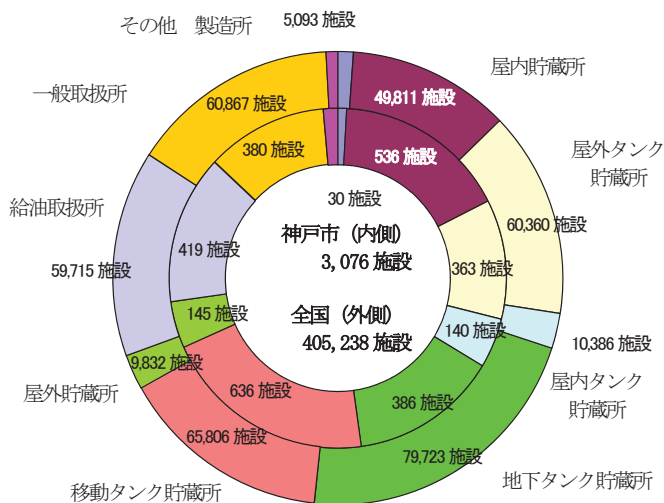


図 5-1 危険物施設数区別構成比 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(※全国は平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 消防署 | 製造所 | 貯蔵所 | 取扱所 | 計 |
|-----|-----|-------|-----|-------|
| 東灘 | 8 | 450 | 132 | 590 |
| 灘 | 1 | 112 | 41 | 154 |
| 中央 | - | 99 | 66 | 165 |
| 兵庫 | 3 | 171 | 74 | 248 |
| 北 | 1 | 151 | 94 | 246 |
| 長田 | 1 | 323 | 70 | 394 |
| 須磨 | 2 | 164 | 48 | 214 |
| 垂水 | - | 34 | 32 | 66 |
| 西 | 13 | 382 | 172 | 567 |
| 水上 | 1 | 322 | 109 | 432 |
| 計 | 30 | 2,208 | 838 | 3,076 |

表 5-1 消防署別危険物施設数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

● 石油コンビナート等特別防災区域の現況

特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取り扱う地域については、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。

現在では東部第一工区、東部第二工区及び西部第一工区等の一部が石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、その区域内の事業所のうち、一定数量以上の危険物や高圧ガスを貯蔵又は取り扱う 8 事業所が特定事業所として規制されています (表 5-2)。

これらの事業所には、法令により自衛防災組織の設置、消防車等の防災資機材の整備、防災管理者の選任等が義務づけられています。

消防車については事業所の規模に応じて配置が義務づけられており、神戸市内の各区域内には、タンク火

災に有効な大型化学消防車等が計 8 台配置されています。さらに、事業所が臨海部に立地していることから、石油類の海上への流出、拡散防止のため、オイルフェンス、オイルマット及び油処理剤を備えています。

| 地区 | 特定事業所 | 危険物施設数 | 大型化学消防車等 |
|------|-------|--------|----------|
| 総数 | 8 | 365 | 8 |
| 東部地区 | 4 | 140 | 4 |
| 灘浜地区 | 1 | 27 | 1 |
| 西部地区 | 3 | 198 | 3 |

表 5-2 石油コンビナート等特別防災区域の現況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

● 危険物事故の発生状況

全国的にみると、平成 30 年中に発生した危険物施設における火災及び漏洩事故件数は、火災事故が 206 件 (前年 195 件)、漏洩事故が 403 件 (前年 369 件) で合計 609 件 (前年 564 件) となっており、前年と比べると 45 件の増加となっています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成 6 年 (287 件) と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は 2 倍以上に増加しており、依然として高い水準にあります。

事故原因に着目すると、火災事故の発生原因は、維持管理不十分など、人的要因によるものが多い一方、漏洩事故については腐食疲労等劣化など、物的要因によるものが多くなっています。

平成 30 年中の神戸市内の危険物施設における事故発生状況は、次の表 5-3 のとおりです。

| | 火災 | 漏洩 | 破損 | 合計 |
|----------|----|----|----|----|
| 製造所 | - | - | 1 | 1 |
| 屋内貯蔵所 | - | - | 3 | 3 |
| 地下タンク貯蔵所 | - | - | 3 | 3 |
| 移動タンク貯蔵所 | - | - | 2 | 2 |
| 給油取扱所 | 1 | - | 4 | 5 |
| 移送取扱所 | - | - | 1 | 1 |
| 一般取扱所 | - | 1 | 2 | 3 |
| 合計 | 1 | 1 | 16 | 18 |

表 5-3 危険物施設の事故 (平成 30 年中)

危険物施設の事故は、定期点検の励行、適切な危険物の取り扱い及び危険物施設の管理を実施することで大部分は防ぐことができるものです。

引き続き危険物施設の安全対策の指導強化を図るとともに、事業所の自主保安体制の確立を推進していくことが重要な課題となっています。

● 危険物施設の安全確保

危険物施設に対しても、計画的に消防職員による立入検査を実施しています。平成30年度中は立入検査や事故発生に伴う調査の結果、判明した違反事項に対し、127件の警告及び13件の命令(法第16条の5を除く。)を行い、悪質な違反に対しては厳正な違反処理を実施しています。



移動タンク貯蔵所の立入検査

危険物施設は、法令で定期点検を必要とする施設が定められており、事故の未然防止及び拡大防止を図っています。

また、事業所では危険物の保安のための予防規定を定め、消防署長の認可を受け、災害予防や実災害時の体制づくりを組織的に進めているほか、危険物取扱者は保安講習を定期的に受講するなど、安全意識の啓発に努めています。

● 危険物安全週間

危険物を貯蔵、取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6

月の第2週を「危険物安全週間」として、全国で様々な活動が実施されています。

平成30年の安全週間は、「この一球 届け無事故へ みんなの願い」を推進標語として、ポスター・パンフレットによる広報活動や、危険物関係事業所における消防訓練、危険物取扱者等に対する講習会・研修会の実施、危険物施設の査察を行いました。

また、神戸市危険物安全協会と共同で「危険物安全大会」を開催し、危険物の保安に関して功績のあった危険物取扱者及び事業所に対しての表彰も行いました。

● 危険物施設の耐震対策

危険物施設をはじめとする建造物の耐震基準は、関東大震災を契機にその基礎ができ、その後の大きな地震のたびに見直されてきました。ところが、阪神・淡路大震災は大都市の直下で発生したため、都市における耐震対策についてこれまでにない多くの課題を残しました。

その教訓から総務省消防庁は、危険物施設の耐震性の向上を図るため耐震基準に関する法令改正等を行い、特に、屋外タンク貯蔵所の耐震基準については大規模な基準強化がなされました。

これにより1,000k1以上の液体危険物を貯蔵・取り扱う特定屋外タンク貯蔵所については、新耐震基準に合わせた施設改修が義務付けられ、既に神戸市内では休止中のタンクを除き全てのタンクの改修が完了しています。

また、500k1以上1,000k1未満の液体危険物を貯蔵・取り扱う準特定屋外タンク貯蔵所については、平成29年3月31日までに改修することとされており、既に神戸市内では全てのタンクの改修が完了しています。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、危険物施設が津波により甚大な被害を受けたことに伴い、危険物施設の所有者等は、地震対策として施設ごとの耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、必要な措置を講ずること、並びに、津波対策として津波警報発令時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、避難時の対応や

緊急停止措置時の対応に関する必要な事項を予防規定等に定めることとされました。

南海トラフ巨大地震発生が予測される中、神戸市では、地震、津波対策の指導の徹底を重点項目とし、各施設の実施状況を確認し、必要な対策が講じられていない場合は速やかに対策を講じるよう指導しています。

● 危険物規制の動向

危険物規制に関しては、科学技術の進歩、社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われています。

近年は地下貯蔵タンク等の腐食・劣化による危険物の漏洩事故が数多く発生していることから、平成23年2月には既設の地下貯蔵タンクのうち設置年度、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」等として区分し、当該区分に応じて漏洩事故防止対策として一定の措置を講ずることが必要とされ、その技術基準が定められました。

また、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について、位置、構造、設備に関する事項の一部が改正され、要件を満たす場合は、圧縮天然ガス配管及びディスペンサーを給油空地に設置することができるようになりました。

8 消防活動阻害物質の届出

消防法では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を「消防活動阻害物質」として指定し、届出を義務付けています。

また、神戸市火災予防条例により、核燃料物質、高圧ガス、火薬類等消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定したものを貯蔵し、又は取り扱う場合にも届出を義務付けています。

この届出に基づき、立入検査の際には適切な指導を行って火災発生の未然防止を図り、火災が発生した場合には付近の住民、消火活動にあたる消防職員等が特異かつ重大な危害にさらされることを防ぐための対策を立てています。

9 保安三法事務について

● 事務開始について

国が進める地方分権改革の一環として、平成29年度に「火薬類取締法（以下「火取法という。」）」、平成30年度に「高圧ガス保安法（以下「高圧法という。」）」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」（以下「保安三法」という。）に関する許可等の権限が兵庫県から神戸市へと移譲されて、消防局で事務を開始しています。

● 火取法について

(1) 目的

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 火薬類とは

火取法では、火薬類として、「火薬」、「爆薬」、「火工品」の3種類に分類し定義しています。

「火薬」は、自己燃焼すると急速にガスが発生します。そのガスを利用し、銃砲弾の発射薬や、ロケットの推進薬などの「推進的爆発」の用途に使用されています。この代表に黒色火薬があります。

「爆薬」は、燃焼すると衝撃波を発生します。その衝撃波とガスの膨張を利用し、採石場などで岩盤を破壊する「破壊的爆発（発破）」の用途に使用されています。この代表として、ダイナマイトが有名ですが、既に国内製造は終了しており、代わって硝安油剤爆薬等が流通しています。

「火工品」は、「火薬」や「爆薬」を使用し、ある目的に適するように加工したもので、この代表に花火大会で打ち上げられる煙火をはじめ、爆薬の起爆に用いられる電気雷管などがあります。

● 高圧法について

(1) 目的

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの

製造、貯蔵、販売、移動その他取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 高圧ガスとは

高圧法では、ガスを運搬や貯蔵の効率性・利便性のため

① 圧縮して小さな体積とした「圧縮ガス」

② 圧縮ガスを冷却又は圧縮によって液状にした「液化ガス」

に大別し、一定の圧力以上にあるもの若しくは一定の温度で一定の圧力以上の性状を示すもの又は特に災害発生のおそれのあるものとして

③ 温度35度において飽和蒸気圧が0パスカルを超える液化ガスのうち、可燃性、毒性及び反応性が強く特に危険なもの

を「高圧ガス」と定義しています。高圧ガスは安全のため圧力が確実に閉じ込められていることを大前提とし、可燃性・毒性等の追加の危険性を持つガスは、さらに厳重管理されるよう高圧法で規制されています。

● 液石法について

(1) 目的

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

液化石油ガスは、高圧ガスに含まれますが、調理・給湯といった民生用で使用する場合のみ、液石法で規制し、住居や料理店等の消費者保護のため販売店側に対し、液化石油ガスの安全な取り扱い等に関する周知やコンロ等の消費器具の点検等を義務付けています。

(2) 液化石油ガスとは

プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもので、都市ガスで使用される天然ガス同様、ガス漏洩に気付くよう臭い

を付着させています。

● 保安三法に関する現況(平成30年度中)

(1) 火取法

申請件数126件に対する審査を実施し、このうち主なものでは、神戸港から陸揚げされる輸入が82件のほか、消費が20件となっています。また消費のうち「みなとこうべ海上花火大会」等のイベントにおける煙火消費が8件のほか、発破による産業火薬の消費が4件ありました。

施設数は81件で、区分別では、火薬庫が3件、販売所が37件、火薬庫外貯蔵場所が41件となっています。

(2) 高圧法

申請件数55件に対する審査を実施し、このうち主なものでは、製造・貯蔵施設の設置が8件、同変更が21件、同完成検査が22件となっています。また高圧ガスボンベを定期的に検査する容器検査場の登録が2件、同登録更新が2件ありました。

施設数は2,103件で、区分別では、製造・貯蔵許可施設が241件、同届出施設が1,179件、販売所が622件、特定高圧ガス消費者が32件、容器検査所が29件となっています。

(3) 液石法

液化石油ガスの供給設備に対する点検・緊急対応等を行う保安機関の登録更新の申請3件に対して、審査を実施しました。

施設数は195件で、区分別では、販売事業者が31件、保安機関が29件、特定石油ガス設備工事事業者が122件、その他13件となっています。

● 保安三法事故の発生状況(平成30年中)

(1) 事故件数及び負傷者数等

全国及び神戸市内の保安三法に関する事故件数及び負傷者・死傷者数は、次の表5-4及び表5-5のとおりとなっています。

| | 火取法 | 高圧法 | 液石法 |
|-----|-----|-----|-----|
| 全国 | 72 | 679 | 206 |
| 神戸市 | 0 | 3 | 0 |

表5-4 保安三法事故件数(平成30年中)

| | | 火取法 | 高压法 | 液石法 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全国 | 負傷者 | 23 | 65 | 46 |
| | 死者 | 3 | 0 | 1 |
| 神戸市 | 負傷者 | 0 | 0 | 0 |
| | 死者 | 0 | 0 | 0 |

表 5-5 保安三法事故の負傷者・死者数(平成 30 年中)

(2) 事故状況

① 火取法

全国的にみると、事故件数は直近 5 年では、横ばいで推移しています。

現象別では、ほとんどが消費中 (69 件) に発生し、負傷者も全て、これに起因して発生しています。また、消費のうち約 6 割 (41 件) が煙火に関するものとなっています。これら事故の原因として、経済産業省では、危険意識の希薄化による、ルール順守の不徹底や慎重さの欠如などが考えられるとしています。

死者数は平成 28 年までの過去 7 年間は 0 人でしたが、平成 29 年が 1 人 (産業火薬の消費中)、平成 30 年が 3 人 (産業火薬の消費中 1 人、煙火の製造中 2 人) と増加しています。

② 高压法

全国的にみると、事故件数は、近年、高止りの状態にある中で、過去最高となりました。

現象別では、そのほとんど (634 件) が噴出漏洩によるもので、負傷者数の約 7 割 (43 人) もこれに起因して発生しています。これら事故の原因として、経済産業省では、ハード面では腐食管理、ソフト面では誤操作・誤判断が多いとの指摘をしています。

死者数は平成 29 年の 1 人から 0 となり、平成では 15 年ぶりに発生しませんでした。

また、神戸市内での事故は、冷凍施設からの冷媒ガスの漏洩が 2 件、台風の高潮による事業所外への容器流出が 1 件ありました。

③ 液石法

全国的にみると、事故件数は、近年横ばいで推移しています。しかしながら、経済産業省では、一般

消費者等の保安を確保するために、LP ガス販売事業者等の保安意識向上の取り組みに加えて、技術の進展による安全器具、安全装置、消費設備の改善等により、LP ガス事故による被害 (死傷者を伴う事故) は大きく減少しているとしています。

現象別では、全体の 68.9% (142 件) が漏洩に関するものですが、これによる負傷はありませんでした。次に全体の 27.7% (57 件) が漏洩火災・漏洩爆発に関するもので、これによる負傷者数は 30 人発生しています。続いて全体の 3.3% (7 件) がCO 中毒・酸欠に関するもので、これにより死者数は 1 人、負傷者数は 16 人発生しています。また、死傷者が発生した事故 30 件のうち 19 件が一般消費者に起因するもので、その原因は風呂釜やコンロの点火ミス・立ち消えが主なものとなっています。

● 保安三法施設等保安体制の充実

災害対応機関である消防局では、より市民の安全・安心の向上につながるよう、許認可等の事務処理に止まらず、災害防止と発災時の的確・安全な消防活動へと活かしていくことを目的に、関係施設等の実態把握に向けた立入検査を推進しています。

平成 30 年度中は、309 件の立入検査を実施し、43 件の事業者に対し、総数 86 件の是正指導を行ないました。また、全国の火薬類事故のうち、6 割を占める花火大会などの煙火消費に対しては、事前の現地調査のほか、消費当日も立入検査を行ない、打ち上げ筒の状況や観客との安全な距離などを確認しています。

そのほか保安体制の充実に向け、平成 30 年中は以下のような取り組みを推進しました。

(1) 火薬類危害予防週間

火薬類危害予防週間は、毎年度、6月10日から16日までの期間中、経済産業省、都道府県、指定都市及び関係団体が協力して、火薬類による災害・事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として実施されています。この期間にあわせて、神戸市内の事業者に対し、危害予防意識の高揚を図るため、経済産業省から送付された広報用ポスターを配布したほか、平成 29 年度中の消防局の立入検査の結果と全国の事故状況を踏まえ、神戸市役所内において、

第 6 章

新しい時代に対応する人づくり

花火大会等のイベント主催者（13名）と消防職員を対象に、「煙火消費講習会」を開催しました。この講習会では、消防局からは、煙火消費許可申請時における注意事項をお伝えするとともに、公益社団法人日本煙火協会から講師をお招きして、日本の花火の特徴、事故事例及び再発防止対策等について、ご講義いただきました。

(2) 高圧ガス保安活動促進週間

高圧ガス保安活動促進週間は、毎年度、10月23日から29日までの期間中、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止するために各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ることを目的として経済産業省が提唱しているものです。その趣旨を踏まえ、神戸市では、「水素スマートシティ神戸構想」を掲げ、公民連携のもと水素エネルギーの利活用拡大に向けて、様々な取り組みを推進していることから、神戸市役所内において、主に消防職員を対象に、「水素エネルギー社会の実現と安全性」と題し講習会を開催しました。

この講習会では、世界でも例のない先駆的なプロジェクトとして、液化水素を海外から海上輸送し、日本で荷揚・貯蔵網の構築を目指した未利用褐炭由来大規模海上輸送サプライチェーン構築実証事業に取り組んでいる「技術研究組合CO₂フリー水素サプライチェーン推進機構（HySTRA）」、「川崎重工業株式会社」及び「岩谷産業株式会社」から計5名の講師をお招きしました。各講師からは、水素の基礎知識をはじめ、現在、神戸空港島で建設が進められている液化水素受入基地の概要とその防災体制について、ご講義いただきました。

このように消防局として、今後、増加が見込まれる水素関連施設に対しても、的確に審査・消防活動が行なえるよう研鑽に努め、これから広がる水素社会の安全安心に向け貢献していきます。

1 消防行政は人なり

神戸市では昨今の厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力で進めています。このような状況にあっても市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、消防力の充実・強化は行っていかねばなりません。

そのためには、消防車両、資器材の充実強化のみならず、それらを活用する人材を育成し、職員個々の能力を高め、組織力を強化させることが重要です。

また、「行政は人なり」と言われます。市民に対し常に質の高い行政サービスを提供していくためには、人材を効果的に活用し、効率的な組織運営を行っていく必要があります。

地方分権、市民ニーズの多様化など行政をとりまく社会情勢が変化し続けている今日においては、変化に対応するための人材の確保、適材適所の人員配置、ベテラン職員の活用と活性化、女性消防吏員の登用とその職域の拡大、職員研修体制の充実など社会情勢に対応した職員育成のための幅広い仕組み作りが必要になってきています。

消防局では、このような考え方を「神戸市消防基本計画」の重点施策の1つとして掲げ、人材育成を進めています。

2 人材の確保

消防職員には様々な専門的知識、能力が求められます。複雑・多様化する社会情勢に適切に対応するためには、様々な分野の人材を確保することもまた必要となります。

消防局では、関西の大学・高等専門学校等において消防局の組織、事業内容等についての説明会を行うことで消防業務に対する理解を深めていただき、より様々な専門分野から人材を確保できるように努めています。

また、消防局が主催する「神戸市消防職員就職説明会」においては、神戸市独自の取り組みについて説明し、消防局の魅力発信に努めています。

更に、採用パンフレットの配布や神戸市のホームページへの採用案内の掲示など、様々な広報を行っています。



神戸市消防職員就職説明会

職員採用試験においては、人物重視の採用を行っています。また、より幅広い人材が確保できるよう、受験資格である年齢要件を一般行政職と比較して高く設定しています。

平成30年度実施の採用試験では、大学卒の競争率が約3倍、短大・高専卒が約8倍、高校卒が約8倍となっています。

3 人をつくる・いかす

職員の士気を高め、更なる技能の向上へとつなげるため、消防局では、消防車両の運転・操作に技能認定制度を導入しています。また、防火査察、消防用設備等、危険物、火災調査などの各分野で高い水準に達した技能を持つ職員に対して、エキスパート資格を与えています。

このほか、人事評価、自己申告等で職員の能力適性、希望を基にした適材適所の人事配置を行うとともに、職員自身も業務の目的を理解し、目標を設定することによって、効率的な業務執行に努めています。

さらには、より幅広い視野を持って政策形成を行うことができる職員を育成するため、総務省消防庁等に職員を派遣し、様々な知識・経験を習得する機会を設けています。

4 研修制度の充実

社会情勢の変化に伴って行政への需要は増大しており、これに的確に対応するためには職員個々の能力を向上させていく必要があります。

市民防災総合センター（神戸市消防学校）では、新規採用消防職員に対する基礎的な研修である初任科教育をはじめ、救助課程や火災調査課程等の特定の分野に関する専門的研修、昇任時研修等を実施し、職員の能力開発を行っています。さらに、職員は神戸市職員研修所が実施するテーマ別研修や階層別研修等も受講し、積極的な能力向上に努めています。

消防局では、総務省消防庁の教育訓練機関である消防大学校の各種研修に職員を派遣し、消防業務に関する高度な知識及び技術を習得させ、監督者及び指導者としての資質向上を図っています。

また、消防局では職場におけるOJTを推進しています。この手法は担当業務を通じて、上司が部下に対し直接きめ細かい指導を行うことができるため、業務に必要な知識や技術を効率良く習得することができます。

5 女性消防吏員の採用と職域の拡大

現在の社会においては、男女がともにその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要です。神戸市消防局では平成9年度から女性消防吏員の採用を行い、平成30年度までに69名の女性消防吏員を採用しています。

女性消防吏員の採用を開始した当初は、予防広報や防火安全指導等の業務に従事していましたが、平成12年4月に神戸市で初めての女性救急隊員が誕生して以来、平成15年4月に管制業務、平成21年4月に指揮隊業務、さらに平成26年10月には特殊災害隊などを除く全ての業務に職域を拡大しました。

現在では16名の女性吏員が交替制の業務に従事しています。

6 魅力ある職場づくり

消防職員間の意思疎通を図るとともに消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め消防事務を円滑に運営することを目的として、平成7年10月に消防組織法が改正され、平成8年10月に消防局の組織として「消防職員委員会」が設置されました。

消防職員委員会は、①消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、②消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること、③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関することについて、消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度です。

消防局では、消防職員委員会に提出された職員の意見に対して、職場環境等の改善、消防被服の改良、職員提案による業務改善等を行っています。消防局では消防職員委員会を平成30年度までに計23回(概ね年1回)開催しました。

7 職員の健康管理と安全衛生管理

● 職員の健康管理

職員の健康状態を把握することにより、疾病の早期発見や労働による健康影響の評価を行い、その結果に基づく対策を実施して、健康の保持を図っています。

健康管理の種類は以下のとおりです。

- (1) 定期健康診断（深夜業務健康診断を含む）
- (2) 胃部検診

- (3) 新規採用職員健康診断
- (4) VDT業務健診
- (5) 保健指導
- (6) B型肝炎対策（ワクチン接種）
- (7) 高気圧業務従事者健康診断
- (8) 有機溶剤健康診断
- (9) 大腸疾患検診

● メンタルヘルスケアの推進

- (1) 消防職員相談窓口

外部の専門機関に相談窓口を開設し、職員及びその家族が精神科医、臨床心理士、保健師による相談、カウンセリングを受けることができるようにしています。

- (2) 職員の研修体制の強化・推進

外部の専門機関が主催する研修会に参加するほか、専門研修等に精神科医、臨床心理士を講師として招き、セルフケア研修やラインケア研修を実施しています。

- (3) メンタルヘルスチェック

外部の専門機関に日常的なストレスのメンタルチェック及び惨事ストレスなどに特化したメンタルヘルスチェックを依頼し、実施しています。

● 職員の安全衛生管理

消防局では、安全衛生管理の手法としてリスクアセスメントを行っています。リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減対策の決定の一連の手順のことです。リスクアセスメントを行ってその事例を共有することにより、危機リスクへの感受性を高め、類似災害の発生を防止しています。

また、職場ごとに月に1度、職場安全衛生委員会を開催し、上記のほか職場環境、施設装備に関することなど、様々な事項を話し合い、よりよい職場環境づくりに努めています。

8 職員の福利厚生

● 消防職員厚生会

職員の福利と親睦のために、全消防職員による「消防職員厚生会」を組織し、次のような文化、体育、レクリエーション事業を実施しています。

(1) 文化事業

家族いきいき教室(陶芸・そば打ち)

(2) 体育事業

野球・ソフトボール(隔年)・卓球・ボウリング・
駅伝・フットサル・バレーボール

(3) レクリエーション事業

潮干狩り・なし狩り・ぶどう狩り・いちご狩り

● 神戸市消防育英会

消防職員、団員が火災や救急救助等の災害活動で死亡したり、重度の障害を被った場合、その子弟の就学資金を支援するための団体として「神戸市消防育英会」があります。

これは、市民の皆さんが、災害活動に協力した場合も同様に適用されるものです。

昭和52年の設立以来、延べ55人の方が奨学資金を受けています。

第 7 章

消防施設の整備

1 消防施設の整備

消防局では、消防庁舎が大災害時にも必要な機能を果たせるよう、施設の整備に努めています。

また既存庁舎のなかには、老朽化しているものや、消防局の事業体制の変化に伴いスペース確保の必要性が生じているものがあり、改築の検討や改装を計画的に行っています。

平成30年度は須磨消防署を旧庁舎東側に建て替えました。また兵庫消防署は、建て替え工事を進めています。

2 庁舎管理

庁舎機能の維持・確保を目的として、屋上防水・外壁、給排水設備、電気設備等の改修・補修を随時実施しています。

平成30年度は高丸出張所の屋上防水・外壁の改修を行ったほか西消防署のエレベーター、水上消防署の空調設備等を更新しました。

3 車両製作

● 平成30年度製作車両

(1) 小型ポンプ車

狭隘路でも走行できる小型トラックシャシに消防ポンプを搭載し、ホース、はしご、空気呼吸器、AED等の多くの活動機材を積載しています。垂水消防署本署に配置しました。



小型ポンプ車

(2) 資材搬送ポンプ車

小型ポンプ車の後部を箱型の荷台とすることで、多数の資機材や人員を搬送できます。消火活動のみならず、水防活動や林野火災等に多目的に活用できる消防車です。4WDにより走破性を向上させています。東灘消防署本署と中央消防署本署に配置しました。



資材搬送ポンプ車

(3) ポンプ付救助車

中型トラックに消防ポンプを搭載した普通ポンプ車に、車体前部に重量物を牽引できるウィンチを設置し、多くの救助機材を積載することで、消火活動と救助活動の両方を行える消防車です。須磨消防署本署に配置しました。消防署近くのJR高架下を通過できるよう車高を抑えました。



ポンプ付救助車

(4) 特殊災害対応資機材搬送車

特別高度救助隊と本部特殊災害隊が運用する車両で、大規模災害や緊急消防援助隊派遣時に、多くのNBC対応機材や救助機材を積載できます。車内をウォークスルーとし後部にリフターを装備することで、収納性と利便性を高めています。



特殊災害対応資機材搬送車

(5) 高規格救急車

救急業務の高度化、高度救命処置用資機材の多様化に対応し、コンパクトな車体でありながら、必要な患者室スペースを確保しています。安全な走行や活動のため、LED式の赤色灯や作業灯の設置、高輝度反射材の貼付により被視認性を高めています。兵庫消防署本署、北消防署山田出張所と有馬出張所、垂水消防署塩屋出張所に計4台を配置しました。



高規格救急車

● 車両の低公害化の推進

神戸市では環境保全に資する取り組みの一環として、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき、低公害車の導入を推進しています。消防局においても業務車だけでなく、消防車や救急車も可能な限り低公害車を採用しています。

4 車両の点検整備

市民防災総合センター内にある消防局整備工場は、指定整備工場として、消防車、救急車、業務車の法定点検整備、故障による臨時整備や消防装置の点検整備作業を実施しています。計画的に実施することで、車両の運用停止期間を極力短縮しています。

また、はしご車の梯体や車体安定装置については、安全性を確保するため、専門業者により計画的に分解整備及び定期点検を実施しています。



消防局整備工場（市民防災総合センター内）

5 機械器具の点検整備

災害現場で活用する空気呼吸器やガス検知器などの各種機械器具の機能を維持し、安全性を確保するため、法定検査や臨時整備などを実施するとともに、計画的な更新を実施しています。

6 消防艇の点検整備

2艇ある消防艇は、定期的に法定点検を受検しており、また、航行性能を維持するため、毎年1回造船所のドックにて、船体やスクリュー等に付着した海生物を除去して再塗装しています。エンジンや放水装置等についても随時整備を行っています。



造船所ドックでの上架整備

7 消防・救急無線のデジタル化

(1) 目的

限られた資源である電波を有効利用するため、無線のデジタル化が進められています。これにあわせて、全国の消防本部で運用されている150MHz帯の消防・救急無線も、電波法第26条に基づく告示（周波数割当計画）により平成15年10月に260MHz帯でデジタル化の方針が示され、移行期限である平成28年5月末までに移行が完了しました。

神戸市においては、平成28年4月18日に防災相互波を除く150MHz帯アナログ波を停波しました。

デジタル化することで、第三者による無線傍受の抑制、音声の明瞭化が可能となりました。また、デジタル化による増波を利用して無線不感地域に対する無線中継所の増設も可能となります。

(2) 神戸市消防局の取り組み

神戸市では、国が行うデジタル無線の実証試験に参加しました。この時に整備された無線機器を活用して、神戸市の経費負担の軽減に努めながら、平成22年度から平成24年度までの3カ年で整備事業を行いました。

また、平成27年度には消防自動車の予備車両や査察広報車など、全ての緊急自動車に車載無線機を装備したほか、防災指令発令時に参集した職員等の増強部隊が使用するデジタル携帯無線機及び署活系携帯無線機を整備し、災害時等における通信連絡手段を拡充しました。

さらに平成28年度には、市街地中心部の無線不感地域の解消を図るために、市役所1号館に無線中継所を増設しました。



車載型デジタル無線機

8 消防管制システム

消防車両等の出動管理は消防管制システムにより行なわれています。

現在運用している「消防管制システム」は、平成7年から運用していた旧システムに代わって、平成24年2月に導入されたものです。

消防管制システムでは、119番通報のあった災害地点を適確に把握するとともに、消防車や救急車がどこにいるのかという情報を、走行中の車両も含めて管理することで、現場に近い消防車両を自動的に選別し出動させる機能を有し、出動車両の選別がより適確化されるようになっています。

また、水災や震災等の広域同時多発災害発生時には、各署の指令系端末で車両選別及び出動指令ができるなど、災害対応の迅速化・効率化を実現しました。

そのほかにも、車両に積載する情報端末の高機能化により、災害現場付近の危険情報や大規模な建物等に対する活動方針の表示、同じ災害に出動している他車の位置の表示、救急現場での患者の受け入れが可能な病院一覧の表示等、様々な活動支援情報がリアルタイムで現場の隊員に提供されるようになりました。

さらに、ヘリコプターが撮影した現場状況映像が指揮隊専用パソコンで受像できる等、災害現場の危険排除や現場活動の効率化を図っています。



消防管制システム

9 ICT化の推進

近年、スマートフォンの急速な普及やウェアラブル端末の登場など、ICT化の進展は止まるところを知らず、消防業務の周辺環境においても、常に大きな変化が生じています。

これに伴い、新たな機能として、聴覚や言語機能に障がいのある方向けにスマートフォンによる119番通報機能や、活動中の中隊長等が撮影した災害現場の映像等を、本部と共有できる体制を構築するなど、指令系システムや情報系システムについて新機能の追加や改修などの最適化を行いました。

第 8 章

市民防災総合センターの業務

市民防災総合センターは、消防職団員に対する研修機関、消防防災に関する研究機関としての消防学校、広く市民に防災教育・救急講習等を実施する市民研修係及び消防署の支援や音楽活動による消防広報等を実施する特別消防係（消防音楽隊）の3つの組織で構成されています。

また、消防車両の整備等を行う整備工場や消防ヘリ用の飛行場外離着陸場も併設されています。



市民防災総合センター

1 消防学校の研修概要

消防学校では、市民が安心して暮らし、働けるまちの実現に向けた人材育成を行っており、消防職員・団員、市民及び事業者に対して、防災に関する各種の研修を実施しています。

● 消防職員に対する研修

(1) 新規採用職員研修

消防吏員として必要な知識・技術の習得のため、新規採用職員研修を実施しています。その内容は6カ月間の初任科教育課程（全寮制）と、2か月間の専科研修（救急課程：通学制）からなっています。



初任科生の通常点検

平成30年度は、21名が消防学校の門をくぐり、厳しい教育訓練に臨みました。



初任科生の消防活動訓練

(2) 管理職研修、消防司令補研修、消防士長研修

消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長に昇任する職員、及びすでにこれらの階級にある職員に対し、階級に応じた知識・技術の習得や、指揮能力・管理監督能力等の向上を図るために実施しています。

(3) 専科研修

専科研修は、高度な専門的知識や技術を習得させることを目的として、予防、警防、救急、救助などの各業務に携わる職員を対象として実施しています。



救助課程

(4) 特別研修

職員の資質向上を目的に、初任科教育や専科研修の中で実施されているカリキュラムのうち、特に重要なものは、公開講座として、職員全般に参加を呼びかけています。

また、消防司令昇任者に対し、中隊指揮能力の習得を主眼に、中隊指揮訓練等を実施しています。

(5) 安全衛生管理教育リーダー課程

職場の安全衛生管理を担う職員を対象として、最新の安全衛生教育についての知識を得るとともに、リスクアセスメントや教育技法を習得して、自らがリーダーとなって研修を推進するための教育を実施しています。

● 消防団員に対する教育

阪神・淡路大震災以後、消防団の災害現場における活動内容が大幅に見直されました。消防団員に対する教育訓練は、火災、水災、震災等幅広く災害対応できるよう基礎教育と幹部教育との2つに区分し、実施しています。

基礎教育は、新しく消防団員となった者を対象として、消防団員としての心構えや災害時における消防活動の基礎知識、日常時の地域の防災リーダーとしての役割等について教育を行います。

幹部教育は、消防団の幹部として必要な消防団の運営管理及び活性化に資する広い知識を習得するための指揮幹部科分団指揮課程と、災害時における現場指揮及び安全管理知識を習得し、地域住民に対する防災指導力の向上を図る幹部科現場指揮課程を、平成27年度より実施しています。



消防団教育訓練（水防）

2 消防科学研究業務の概要

各種の試験装置を活用して火災原因の科学的究明をすること、危険物等の性状を確認すること、さらには災害の予防や防災にかかる研究を通じて市民の安全に寄与しています。

● 危険物等の性状確認に伴う試験

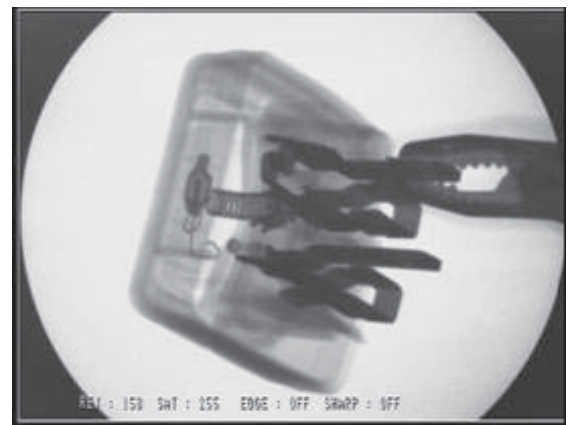
消防法に規定する危険物のうち第4類(引火性液体)の確認試験を実施しています。

- 【試験区分】
- ・引火点測定試験
 - ・動粘度測定試験
 - ・燃焼点測定試験
 - ・発火点測定試験
 - ・可燃性液体量測定試験
 - ・液状確認試験

危険物の不法貯蔵等に係る違反処理を行うため、また、各事業所の新規開発商品等が危険物や指定可燃物に該当するか否かを判定するために、確認試験が必要となります。

● 火災原因の鑑定試験等

火災原因を科学的に究明するため、各種試験装置を活用して火災現場で採取された残さ物から油分を抽出したり、焼損した電気配線から溶融痕を確認するなど、出火原因及び火災の延焼拡大に至った原因を特定するための基礎資料となる鑑定試験を実施しています。



焼損した電化製品の内部（X線透過）

● 消防に関する資料収集と火災危険の研究

消防に関する各種文献・実験記録を収集し、これらの資料を鑑定・実験研究に活用しています。

また、火災事例から火災危険を掘り起こし、実験・考察をすることで、災害予防に反映させる研究を行っています。

● 災害資料の収集・保存と活用

過去の貴重な災害資料の散逸を防ぐために災害資料を一元的に収集・保存しています。

さらに、これらの資料を基に災害事例集を作成しており、過去の災害から教訓を学び、類似災害への対応力を高めるために活用しています。

● 職務研究の推進

消防装備や消防機器の改良・開発、効果的な消防戦術の研究など職員の職務研究を推進する「神戸消防・技能フロンティア制度」を実施しています。

災害の最前線で活動する職員のアイデアを実現するため、相談・アドバイスそして研究成果の発表・活用を支援します。

3 特別消防係（消防音楽隊）の活動概要

特別消防係（消防音楽隊）は、特別消防隊の運用、消防音楽隊の演奏による消防広報、市民に対する防災指導、防火対象物査察の支援などの業務を実施し、市民生活の安全・安心の確保に努めています。

● 特別消防隊の概要

消防力の強化を目的として、市民防災総合センター職員による特別消防隊を編成し、応援が必要な災害に迅速に対応できる体制を整えています。

特別消防隊は、市内の災害を中心に、兵庫県下広域消防相互応援協定等に基づく県下の災害への出動や緊急消防援助隊としての全国の災害への出動のほか、大規模なイベント警備や、不発弾処理警備など二次災害防止のための警戒などの業務も行っていきます。

また、緊急消防援助隊合同訓練など各種訓練にも参加しています。

平成30年度は、7月豪雨に伴い、緊急消防援助隊兵庫県隊として支援車及び輸送車で広島県に出動し、後方支援業務をおこないました。また、7月豪雨、8月台風20号及び9月台風21号において、災害の多発していた東灘区、灘区、須磨区及び垂水区に部隊を派遣し、風水害対応を行いました。

訓練では、福井県で開催された緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に参加しました。



7月豪雨災害（広島県）での活動

● 消防音楽隊としての活動

消防音楽隊は昭和27年11月に発足し、平成29年に65周年を迎えました。年間約200件の演奏活動を行いながら市民の皆様に安全・安心情報を発信しています。



消防音楽隊

(1) 消防局，消防署主催行事及び消防広報，消防訓練，防災教育を内容とする行事での演奏

①消防出初式や火災予防運動をはじめとする，消防局，消防署が主催する行事での演奏

②防災福祉コミュニティ訓練等での演奏

③『♥いのちのコンサート』

市内の小・中学校等を対象に「震災の教訓」や「いのちの大切さ」を伝えるための防災教育として、「♥いのちのコンサート」を実施しています。

平成30年度は，40校園で実施し，地域の方を含めて延べ約1.5万人が参加しました。



♥いのちのコンサート実施の様子

④きらめきコンサート

平成10年に震災復興記念行事として「元気アップコンサート」を前身とし，毎年，神戸文化ホールで開催しています。音楽を通じて市民の皆様とコミュニケーションを図り，震災の教訓を継承しています。

また，平成25年度から4カ年は，加えて各区版きらめきコンサートも開催しており，平成30年度は神戸文化ホール大ホールで開催しました。



第14回きらめきコンサート

⑤グリーンコンサート

市民の皆様とのふれあいの場として，毎年4，5月と10月の金曜日に，東遊園地でコンサートを開催し，安全・安心情報を発信しています。



秋のグリーンコンサート

⑥まちかど防火コンサート

大型商業施設等に集う方々に安全・安心情報を発信するために，消防音楽隊が自ら企画してコンサートを開催しています。

⑦防火いきいきコンサート

高齢者施設の安全化を促進するため，老人ホーム等で音楽演奏にあわせて消防広報を実施するコンサートです。

(2)『神戸まつり』をはじめとする公共機関や市民団体等が主催するイベントや外国観光船の歓送迎など



外国観光船歓送迎

● 市民に対する防災指導

市民防災総合センターの訓練施設を活用して、市民・事業者などを対象に防災指導を行っています。また、「トライやる・ウィーク」の協力事業所として希望する生徒を受け入れ、期間中は派遣先での合同演奏、楽器の練習、消防訓練などの職場体験を実施しています。



トライやる・ウィーク

● 防火対象物の査察の支援

平成19年度から、係員を消防署に派遣して防火対象物の査察を行っており、平成30年度には難消防署管内の17対象の査察を行いました。

4 市民研修系の活動概要

市民や市内の事業所等を対象に、震災の教訓の継承及び災害対応能力、防災知識の向上のための防災研修並びに市民救命士講習を実施し、地域防災力の更なる強化を図っています。

● 市民救命士講習会

第3章の4「市民救急の推進」で紹介された市民救命士講習会を実施しています。

(1) 定例講習

- ・個人、複数(2~8名)での申込み
- ・防災コミュニティセンター(長田消防署4階)と栄町出張所3階会議室の2会場で、定期的を開催しています。

※ 定例講習会の日程は消防局のホームページから確認することができます。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/outline/center/oukyuuanai.html>)

(2) 出張講習

- ・15名以上の団体での申込み
- ・事前に講習会の開催場所を準備していただければ指導員が現地に出向き講習会を行います。(神戸市内に限ります)。



市民救命士講習会

● 防災研修

総合訓練塔などの施設を使用して、体験型防災研修を行っています。放水体験、冠水歩行体験、暗闇・煙体験、水圧ドア開放体験など、楽しく学べる研修プログラムをご用意しており、事業所や自治会、高校生や専門学校生、大学生など多くの市民の皆様には研修を受講していただいています。

また、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震などが疑似体験できる地震体験車「ゆれるん」による、地震の防災体験も行っています。ゆれの大きさやゆれ方の違いを体験していただくことで、家具の固定や建物の補強など、地震に対する備えの大切さを実感することができます。

さらに、VR機器を用いた土砂災害体験研修を導入するなど、幅広い研修メニューを用意しています。



「ゆれるん」による地震体験



冠水歩行体験



水圧ドア開放体験



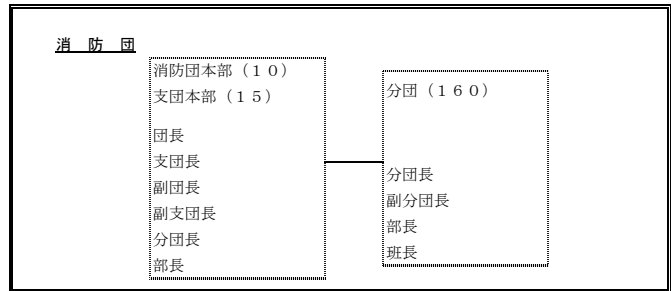
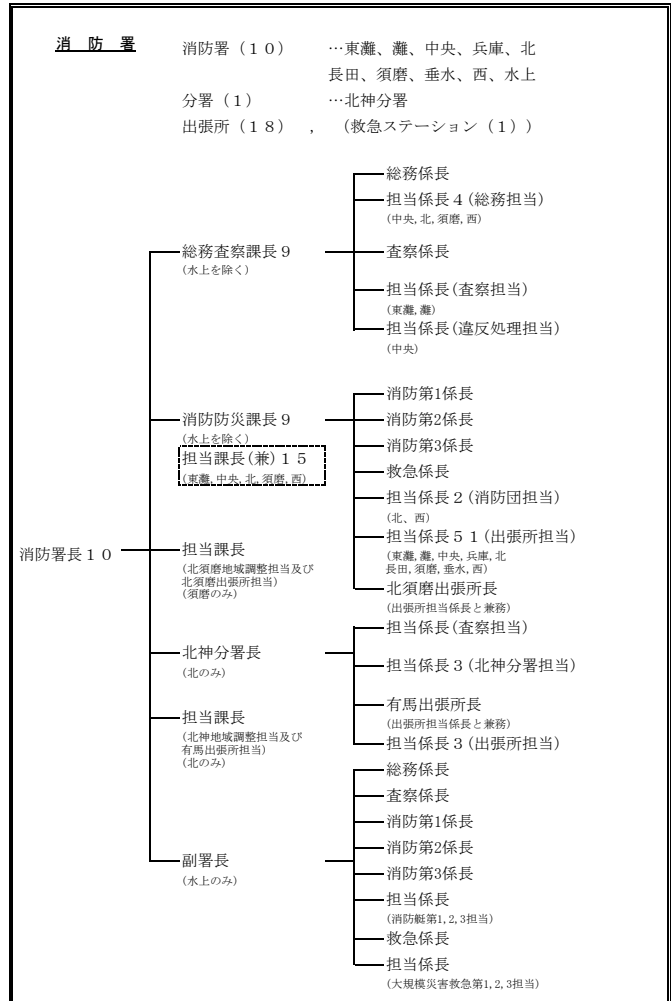
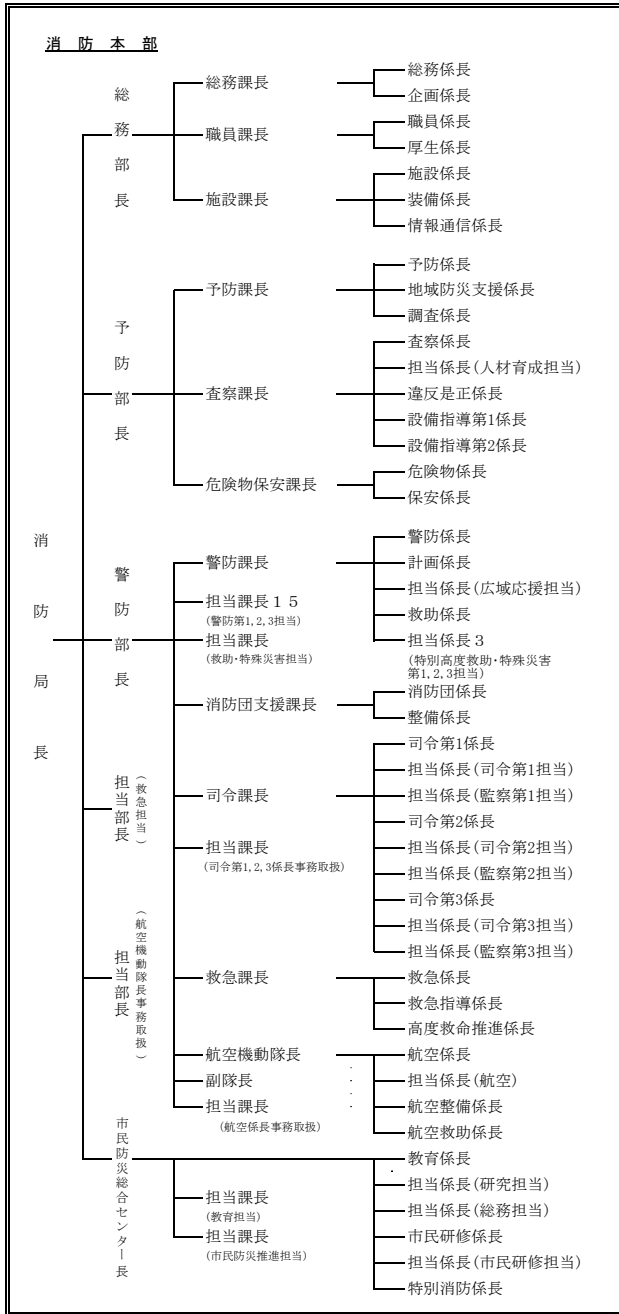
暗闇・煙体験

■ 資料

資料 1 神戸市消防局の概要

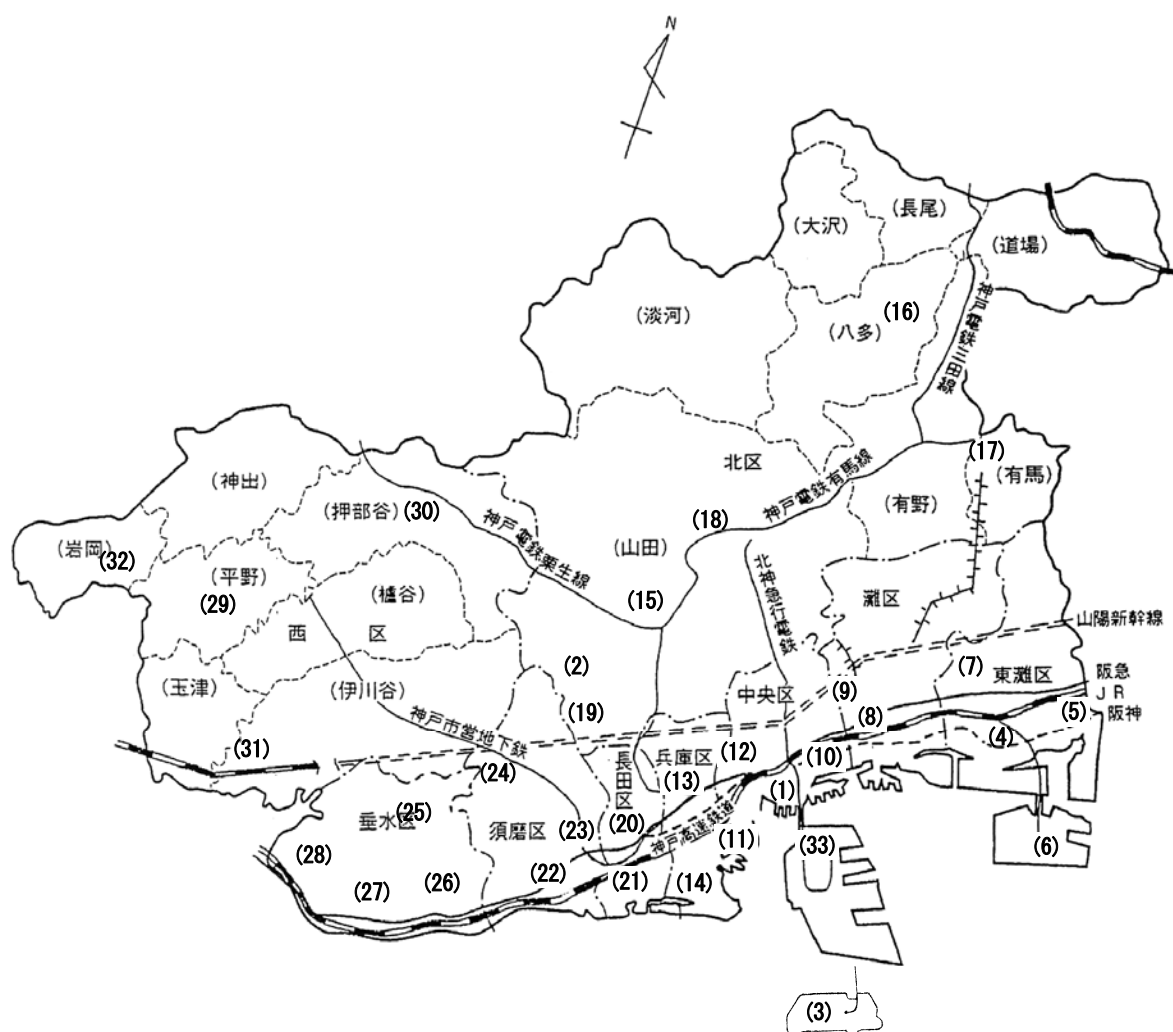
1-1 消防機関の機構図

(平成31年4月1日現在)



1-2 消防署所等配置図

- | | | |
|-----------------|----------------|--------------------------|
| (1) 消 防 局 | (12) 山 手 出 張 所 | (23) 板 宿 出 張 所 |
| (2) 市民防災総合センター | (13) 兵 庫 消 防 署 | (24) 北 須 磨 出 張 所 |
| (3) 航 空 機 動 隊 | (14) 運 南 出 張 所 | (25) 垂 水 消 防 署 |
| (4) 東 灘 消 防 署 | (15) 北 消 防 署 | (26) 塩 屋 出 張 所 |
| (5) 青 木 出 張 所 | (16) 北 神 分 署 | (27) 高 丸 出 張 所 |
| (6) 六甲アイランド出張所 | (17) 北神分署有馬出張所 | (28) 舞 子 出 張 所 |
| (7) 深 田 池 出 張 所 | (18) 山 田 出 張 所 | (29) 西 消 防 署 |
| (8) 灘 消 防 署 | (19) ひよどり出張所 | (30) 押 部 谷 出 張 所 |
| (9) 青 谷 橋 出 張 所 | (20) 長 田 消 防 署 | (31) 伊 川 谷 出 張 所 |
| (10) 中 央 消 防 署 | (21) 大 橋 出 張 所 | (32) 岩 岡 救 急 ス テ ー シ ョ ン |
| (11) 栄 町 出 張 所 | (22) 須 磨 消 防 署 | (33) 水 上 消 防 署 |



平成 31 年 4 月 1 日 現在

資料2 神戸市の火災

2-1 平成30年の火災状況

| 区 分 | | 平成30年 | 平成29年 | 増 減 | |
|------------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 火 災 件 数 | | 460 件 | 472 件 | △ 12 件 | |
| 火 災 種 別 | 建物 火災 (内、住宅火災) | 276 件 (157 件) | 269 件 (153 件) | 7 件 (4 件) | |
| | 林野 火災 | 8 件 | 10 件 | △ 2 件 | |
| | 車両 火災 | 43 件 | 53 件 | △ 10 件 | |
| | 船舶 火災 | 2 件 | 0 件 | 2 件 | |
| | その他火災 | 131 件 | 140 件 | △ 9 件 | |
| 建物火災焼損面積 | | 3,854 m ² | 3,890 m ² | △ 36 m ² | |
| 1件当たり | | 14.0 m ² | 14.5 m ² | △ 0.5 m ² | |
| 林野焼損面積 | | 126 ㊧ | 115 ㊧ | 11 ㊧ | |
| 1件当たり | | 15.8 ㊧ | 11.5 ㊧ | 4.3 ㊧ | |
| 損害額 | | 424 百万円 | 560 百万円 | △ 136 百万円 | |
| 1件当たり | | 92 万円 | 119 万円 | △ 27 万円 | |
| 死 傷 者 | 死 者 (内、65歳以上) | 18 人 (11 人) | 12 人 (7 人) | 6 人 (4 人) | |
| | 死者発生状況 | (1) 逃げ遅れ | 11 人 | 7 人 | 4 人 |
| | | (2) 着衣着火 | 2 人 | 0 人 | 2 人 |
| | | (3) 放火・放火自殺 | 5 人 | 4 人 | 1 人 |
| | | (4) そ の 他 | 0 人 | 1 人 | △ 1 人 |
| 負 傷 者 | | 68 人 | 71 人 | △ 3 人 | |

2-2 年次別主な出火原因

| 区 分 | 火 災 件 数 | 放 火 ・ 放 火 の 疑 い | た ば こ | コ ン プ ラ ー 口 (天 ぷ ら) | 電 気 関 係 | 焼 却 火 ・ た き 火 | 火 遊 び | そ の 他 |
|---------|------------------|--------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------|------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 平成 21 年 | 648 | 202 | 81 | 69 (38) | 47 | 46 | 32 | 171 |
| 平成 22 年 | 631 | 171 | 77 | 79 (53) | 58 | 47 | 23 | 176 |
| 平成 23 年 | 640 | 178 | 80 | 50 (30) | 69 | 49 | 19 | 195 |
| 平成 24 年 | 571 | 163 | 76 | 71 (31) | 57 | 25 | 14 | 165 |
| 平成 25 年 | 573 | 157 | 82 | 56 (23) | 52 | 56 | 29 | 141 |
| 平成 26 年 | 514 | 150 | 74 | 54 (24) | 59 | 30 | 17 | 130 |
| 平成 27 年 | 451 | 100 | 55 | 59 (22) | 56 | 26 | 10 | 145 |
| 平成 28 年 | 457 | 97 | 56 | 53 (20) | 69 | 46 | 13 | 123 |
| 平成 29 年 | 472 | 99 | 56 | 70 (24) | 73 | 42 | 11 | 121 |
| 平成 30 年 | 460 | 68 | 57 | 71 (23) | 64 | 45 | 10 | 145 |
| 建 物 | 276 | 27 | 34 | 71 (23) | 55 | 5 | 3 | 81 |
| 林 野 | 8 | 0 | 1 | - (-) | - | 6 | - | 1 |
| 車 両 | 43 | 2 | 3 | - (-) | - | 1 | 1 | 36 |
| 船 舶 | 2 | - | - | - (-) | - | - | - | 2 |
| そ の 他 | 131 | 39 | 19 | - (-) | 9 | 33 | 6 | 25 |

注：放火・放火の疑いは、放火自損を含む。

2-3 平成30年中の署別火災状況

| 署別 | 火災件数 | | | | | | 損害額 (千円) | | | | | | | 焼損棟数 | | | | | 焼損面積 | | | り災世帯数 | 死傷者 | 死傷者 | | |
|----|------|-----|----|----|----|-----|----------|---------|---------|----|--------|-------|--------|------|----|----|-----|-----|--------|-------|--------|-------|-----|-----|-----|------|
| | 総数 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | その他 | 総額 | 建物 | | 林野 | 車両 | 船舶 | その他 | 総数 | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや | 建物 (㎡) | | 林野 (a) | | | 死 | 負傷者 | 死30日 |
| | | | | | | | | 建築物 | 収容物 | | | | | | | | | | 建物 | 火元 | | | | | | |
| 総数 | 460 | 276 | 8 | 43 | 2 | 131 | 424,490 | 269,677 | 104,417 | - | 14,388 | 3,534 | 32,474 | 314 | 28 | 9 | 74 | 203 | 3,854 | 3,356 | 126 | 237 | 457 | 18 | 68 | 2 |
| 東灘 | 51 | 30 | - | 11 | - | 10 | 140,204 | 67,289 | 37,525 | - | 5,462 | - | 29,928 | 34 | 2 | 2 | 10 | 20 | 641 | 589 | - | 22 | 50 | 1 | 7 | - |
| 灘 | 34 | 29 | - | 1 | - | 4 | 35,011 | 31,808 | 2,083 | - | 1,023 | - | 97 | 31 | 3 | - | 8 | 20 | 222 | 222 | - | 19 | 33 | - | 8 | - |
| 中央 | 51 | 34 | - | 3 | - | 14 | 15,739 | 12,065 | 2,763 | - | 651 | - | 260 | 34 | 0 | 1 | 6 | 27 | 67 | 67 | - | 18 | 25 | 3 | 7 | - |
| 兵庫 | 49 | 33 | - | 3 | - | 13 | 46,838 | 17,087 | 29,514 | - | 93 | - | 144 | 40 | 4 | 1 | 8 | 27 | 470 | 434 | - | 36 | 62 | 1 | 11 | - |
| 北 | 60 | 27 | 4 | 6 | - | 23 | 88,042 | 75,742 | 10,926 | - | 1,095 | - | 279 | 31 | 6 | - | 10 | 15 | 1,222 | 994 | 68 | 24 | 50 | 2 | 8 | 1 |
| 長田 | 40 | 33 | - | 2 | - | 5 | 24,253 | 17,921 | 5,342 | - | 962 | - | 28 | 43 | 3 | 4 | 8 | 28 | 364 | 349 | - | 38 | 56 | 5 | 9 | - |
| 須磨 | 28 | 23 | 1 | 1 | - | 3 | 28,428 | 25,384 | 2,748 | - | 295 | - | 1 | 26 | 3 | 1 | 8 | 14 | 254 | 254 | 18 | 24 | 36 | 2 | 3 | - |
| 垂水 | 44 | 25 | - | 2 | - | 17 | 13,116 | 11,076 | 1,907 | - | 41 | - | 92 | 29 | 3 | - | 6 | 20 | 278 | 225 | - | 15 | 32 | 3 | 6 | 1 |
| 西 | 81 | 35 | 3 | 6 | - | 37 | 22,737 | 10,390 | 11,337 | - | 386 | - | 624 | 39 | 4 | - | 10 | 25 | 336 | 222 | 40 | 41 | 113 | 1 | 7 | - |
| 水上 | 22 | 7 | - | 8 | 2 | 5 | 10,122 | 915 | 272 | - | 4,380 | 3,534 | 1,021 | 7 | - | - | - | 7 | - | - | - | - | - | - | 2 | - |

注1：死者：48時間以内に死亡した者

注2：30日死者：死者（注1）を除く30日以内に死亡した者

資料3 神戸市の救急

3-1 過去10年間の救急出動状況

| 年次 | 出動件数 | 搬送人員 | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------------------------------------------------|----|------|----|-------|------|------|--------|-----|------|--------|-------|
| | | 総数 | 火災 | 災害自然 | 水難 | 交通 | 災害労働 | 競運技動 | 負一般 | 加害 | 行自為損 | 急病 | その他 |
| | 救急事故等種別 | | | | | | | | | | | | |
| | 火災 | 火災現場において直接火災に起因して生じた事故 | | | | | | | | | | | |
| | 自然災害 | 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地滑り、その他の異常な自然現象に起する事故 | | | | | | | | | | | |
| | 水難 | 水泳中(運動競技を除く)の溺者又は、水中転落等による事故 | | | | | | | | | | | |
| | 交通 | すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故もしくは歩行者等が交通機関に接触したこ等による事故 | | | | | | | | | | | |
| | 労働災害 | 各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故 | | | | | | | | | | | |
| | 運動競技 | 運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の専ら | | | | | | | | | | | |
| | 一般負傷 | 他に分類されない不慮の事故 | | | | | | | | | | | |
| | 加害 | 故意に他人によって傷害等を加えられた事故 | | | | | | | | | | | |
| | 自損行為 | 故意に自分自身に傷害等を加えた事故 | | | | | | | | | | | |
| | 急病 | 疾病によるもので救急業務として行ったもの | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 転院搬送、医師搬送、資器材搬送、その他のもの(他に分類不能のものを含む) | | | | | | | | | | | |
| 平成20年 | 63,232 | 53,411 | 78 | 3 | 9 | 5,443 | 422 | 309 | 8,068 | 555 | 787 | 33,794 | 3,943 |
| 平成21年 | 64,849 | 55,381 | 81 | 2 | 10 | 5,508 | 395 | 282 | 8,457 | 530 | 839 | 35,337 | 3,940 |
| 平成22年 | 69,993 | 60,424 | 80 | - | 10 | 5,536 | 395 | 323 | 9,195 | 533 | 859 | 39,466 | 4,027 |
| 平成23年 | 73,507 | 62,587 | 49 | 36 | 19 | 5,538 | 446 | 397 | 9,804 | 522 | 862 | 40,624 | 4,290 |
| 平成24年 | 75,790 | 63,140 | 69 | 2 | 15 | 5,350 | 400 | 358 | 9,911 | 534 | 692 | 41,299 | 4,510 |
| 平成25年 | 78,006 | 65,157 | 44 | 4 | 16 | 5,360 | 425 | 341 | 10,258 | 541 | 697 | 42,741 | 4,730 |
| 平成26年 | 78,393 | 65,429 | 64 | 14 | 15 | 5,075 | 470 | 370 | 10,797 | 443 | 593 | 42,682 | 4,906 |
| 平成27年 | 78,264 | 65,055 | 61 | 2 | 13 | 4,789 | 462 | 380 | 10,870 | 398 | 508 | 42,591 | 4,981 |
| 平成28年 | 80,859 | 68,597 | 68 | - | 9 | 4,835 | 489 | 370 | 11,554 | 421 | 519 | 45,267 | 5,065 |
| 平成29年 | 83,081 | 70,219 | 51 | 3 | 10 | 4,787 | 512 | 417 | 12,045 | 397 | 524 | 46,186 | 5,287 |
| 平成30年 | 88,605 | 74,518 | 53 | 1 | 12 | 4,464 | 544 | 425 | 12,605 | 371 | 473 | 50,192 | 5,378 |

3-2 性別・年齢別・傷病程度別搬送人員

(平成30年)

| 性別 年齢 傷病程度別 | (平成30年) | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|--------|------------------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|-------------|
| | 総 数 | 火 災 | 自 然 災 害 | 水 難 | 交 通 | 労 働 災 害 | 運 動 競 技 | 一 般 負 傷 | 加 害 | 自 損 行 為 | 急 病 | 転 院 搬 送 | そ の 他 |
| 出動件数 | 88,605 | 327 | 6 | 31 | 5,136 | 572 | 437 | 14,891 | 518 | 723 | 57,245 | 5,361 | 3,358 |
| 搬送人員 | 74,518 | 53 | 1 | 12 | 4,464 | 544 | 425 | 12,605 | 371 | 473 | 50,192 | 5,344 | 34 |
| 男 | 37,360 | 28 | 1 | 8 | 2,745 | 463 | 329 | 5,576 | 232 | 180 | 25,086 | 2,707 | 5 |
| 女 | 37,155 | 25 | - | 4 | 1,719 | 81 | 96 | 7,029 | 139 | 293 | 25,103 | 2,637 | 29 |
| 不明 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | - |
| 新生児 | 113 | - | - | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 16 | 86 | 9 |
| 1歳 | 483 | - | - | - | 13 | - | - | 130 | 2 | - | 289 | 49 | - |
| 1~6歳 | 3,203 | 1 | - | - | 145 | - | - | 696 | 9 | - | 2,137 | 213 | - |
| 7~17歳 | 2,313 | 1 | - | - | 322 | 7 | 193 | 361 | 30 | 26 | 1,265 | 108 | - |
| 18~29歳 | 5,067 | 4 | - | 1 | 837 | 100 | 119 | 317 | 75 | 99 | 3,283 | 226 | 6 |
| 30~39歳 | 4,015 | 3 | - | 1 | 513 | 84 | 32 | 282 | 64 | 74 | 2,628 | 318 | 16 |
| 40~49歳 | 5,353 | 6 | - | 1 | 703 | 111 | 32 | 504 | 66 | 88 | 3,562 | 278 | 2 |
| 50~64歳 | 9,273 | 13 | 1 | 2 | 831 | 154 | 25 | 1,295 | 63 | 88 | 6,259 | 542 | - |
| 65歳以上 | 44,698 | 25 | - | 7 | 1,099 | 88 | 22 | 9,019 | 62 | 98 | 30,753 | 3,524 | 1 |
| 傷病程度(医療機関到着時の医師の診断) | | | | | | | | | | | | | |
| 死 | 433 | 3 | - | 3 | 6 | 1 | - | 19 | 2 | 40 | 357 | 2 | - |
| 重篤症 | 1,080 | 1 | - | 4 | 28 | 6 | 1 | 96 | 1 | 39 | 864 | 40 | - |
| 重症 | 2,365 | 9 | - | 1 | 124 | 19 | 1 | 282 | 7 | 32 | 1,276 | 613 | 1 |
| 中等 | 26,630 | 21 | - | 3 | 680 | 187 | 103 | 3,419 | 28 | 161 | 17,753 | 4,248 | 27 |
| 軽症 | 44,010 | 19 | 1 | 1 | 3,626 | 331 | 320 | 8,789 | 333 | 201 | 29,942 | 441 | 6 |

3-3 行政区別救急取扱状況

(平成30年)

| 行政区別 | 総数 | 東灘区 | 灘区 | 中央区 | 兵庫区 | 北区 | 長田区 | 須磨区 | 垂水区 | 西区 | 市外 |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|----|
| 出動件数 | 88,605 | 10,175 | 7,302 | 13,898 | 8,690 | 10,363 | 7,767 | 9,053 | 11,150 | 10,168 | 39 |
| 搬送件数 | 74,143 | 8,638 | 6,336 | 11,348 | 6,970 | 8,833 | 6,306 | 7,795 | 9,263 | 8,629 | 25 |
| 不搬送件数 | 14,462 | 1,537 | 966 | 2,550 | 1,720 | 1,530 | 1,461 | 1,258 | 1,887 | 1,539 | 14 |
| 搬送人員 | 74,518 | 8,669 | 6,358 | 11,416 | 7,001 | 8,909 | 6,332 | 7,823 | 9,303 | 8,686 | 21 |
| 死亡 | 433 | 49 | 34 | 56 | 41 | 78 | 33 | 29 | 68 | 45 | - |
| 重篤 | 1,080 | 103 | 104 | 88 | 88 | 153 | 102 | 147 | 145 | 148 | 2 |
| 重症 | 2,365 | 231 | 160 | 321 | 270 | 309 | 206 | 254 | 307 | 307 | - |
| 中等 | 26,630 | 3,678 | 2,240 | 3,208 | 2,465 | 3,220 | 2,420 | 2,752 | 3,447 | 3,194 | 6 |
| 軽症 | 44,010 | 4,608 | 3,820 | 7,743 | 4,137 | 5,149 | 3,571 | 4,641 | 5,336 | 4,992 | 13 |

3-4 救急隊別救急取扱状況

(平成30年)

| 救急隊別 | 出動件数 | 搬送人数 |
|------------|--------|--------|
| 総数 | 88,605 | 74,518 |
| 東灘救急隊 | 3,426 | 2,963 |
| 青木救急隊 | 3,166 | 2,554 |
| 深田池救急隊 | 2,533 | 2,205 |
| 六甲アイランド救急隊 | 1,013 | 944 |
| 東灘臨時救急隊 | 64 | 54 |
| 灘救急隊 | 2,821 | 2,448 |
| 青谷橋救急隊 | 2,123 | 1,900 |
| 灘第2救急隊 | 2,818 | 2,414 |
| 灘臨時救急隊 | 3 | 3 |
| 中央救急隊 | 3,806 | 3,014 |
| 栄町救急隊 | 2,960 | 2,559 |
| 山手救急隊 | 3,407 | 2,719 |
| 中央第2救急隊 | 3,841 | 3,039 |
| 中央臨時救急隊 | 49 | 41 |
| 兵庫救急隊 | 4,078 | 3,247 |
| 運南救急隊 | 1,919 | 1,531 |
| 北救急隊 | 2,920 | 2,452 |
| 山田救急隊 | 2,621 | 2,249 |
| 有馬救急隊 | 1,663 | 1,459 |
| 北神救急隊 | 2,074 | 1,838 |
| ひよどり救急隊 | 1,962 | 1,705 |
| 北臨時救急隊 | 1 | 1 |
| 長田救急隊 | 3,153 | 2,514 |
| 大橋救急隊 | 2,700 | 2,213 |
| 長田第2救急隊 | 3,042 | 2,427 |
| 須磨救急隊 | 3,009 | 2,603 |
| 板宿救急隊 | 2,333 | 2,070 |
| 北須磨救急隊 | 3,190 | 2,775 |
| 垂水救急隊 | 3,275 | 2,713 |
| 舞子救急隊 | 3,109 | 2,561 |
| 塩屋救急隊 | 2,481 | 2,139 |
| 高丸救急隊 | 3,043 | 2,519 |
| 垂水臨時救急隊 | 55 | 49 |
| 西救急隊 | 2,241 | 1,987 |
| 伊川谷救急隊 | 3,216 | 2,644 |
| 押部谷救急隊 | 1,286 | 1,131 |
| 西第2救急隊 | 1,849 | 1,626 |
| 水上救急隊 | 1,261 | 1,148 |
| 水上臨時救急隊 | 1 | - |
| 大規模災害対応救急隊 | 7 | - |
| 航空機動隊 | 86 | 60 |

3-5 診療科目別搬送状況

(平成30年)

| 診療科目 | 搬送人数 |
|--------|--------|
| 総数 | 74,518 |
| 内科 | 28,511 |
| 循環器・脳系 | 1,468 |
| 循環器・心 | 5,824 |
| 呼吸器系 | 2,661 |
| 消化器系 | 3,698 |
| 腎臓泌尿器科 | 1,100 |
| 小児科 | 3,471 |
| 精神科 | 454 |
| 産婦人科 | 523 |
| 皮膚科 | 126 |
| 耳鼻咽喉科 | 604 |
| 眼科 | 107 |
| 歯科 | 36 |
| 外科 | 4,182 |
| 脳神経外科 | 7,449 |
| 整形外科 | 11,882 |
| 外傷重篤 | 212 |
| 婦人科 | 305 |
| その他 | 1,725 |
| 調査不能 | 180 |

3-6 救急救命士の活動状況

| 年次 | 心 肺 停 止 前 | | | | | 心 肺 停 止 前 | | | |
|-----|----------------|-----------------|-----------------|---------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|----|
| | 特定行為等 実施者総数 | 器具を使用した 気道確保 | 静脈路確保 のための輸液 | 自動体外式除細動器 による除細動 | エピネフリン 投与 | 特定行為 実施者総数 | 静脈路確保 及び輸液 | ブドウ糖溶液 投与 | |
| 16年 | 846 | 786 | 321 | 123 | — | — | — | — | — |
| 17年 | 819 | 772(13) | 291 | 110 | — | — | — | — | — |
| 18年 | 851 | 804(38) | 329 | 114 | 31 | — | — | — | — |
| 19年 | 885 | 802(44) | 352 | 101 | 65 | — | — | — | — |
| 20年 | 1,027 | 873(50) | 448 | 123 | 125 | — | — | — | — |
| 21年 | 965 | 720(42) | 443 | 105 | 156 | — | — | — | — |
| 22年 | 1,034 | 784(43) | 462 | 107 | 175 | — | — | — | — |
| 23年 | 1,045 | 860(50) | 565 | 118 | 208 | — | — | — | — |
| 24年 | 1,036 | 847(69) | 601 | 119 | 243 | — | — | — | — |
| 25年 | 960 | 760(63) | 558 | 107 | 185 | — | — | — | — |
| 26年 | 900 | 669(66) | 557 | 120 | 238 | 151 | 72 | 79 | 79 |
| 27年 | 946 | 574(76) | 498 | 131 | 181 | 148 | 81 | 67 | 67 |
| 28年 | 987 | 559(104) | 562 | 126 | 224 | 163 | 82 | 81 | 81 |
| 29年 | 990 | 479(105) | 614 | 113 | 233 | 176 | 98 | 78 | 78 |
| 30年 | 800 | 402(116) | 568 | 126 | 232 | 178 | 104 | 74 | 74 |

※器具を使用した気道確保欄の（ ）は気管挿管実施数（内数）

※薬剤投与の運用開始は平成18年4月1日

※心肺停止前の特定行為（静脈路確保及び輸液、ブドウ糖投与）の運用開始は平成26年4月1日

資料4 神戸市の救助

4-1 過去5年間の救助事故

(平成30年)

| 区分 | 事故種別 | 出動件数 | 火災 | | | 火災以外の救助事故 | | | | | | | | | | 虚報 | その他 |
|-------|------|---------------|------------|------------|-----------|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|------------|------------|-----------|
| | | | 小計 | 建物火災 | 建物以外 | 小計 | 交通事故 | 水難事故 | 風水災害等 | 自然災害等 | 機械による | 建物等 | ガス・酸欠 | 爆発 | 危険物 | | |
| 平成26年 | | 2,013 (7) | 197 (3) | 162 (-) | 35 (3) | 1,246 (4) | 241 (4) | 41 (-) | 13 (-) | 23 (-) | 664 (-) | 44 (-) | - (-) | 6 (-) | 214 (-) | 560 (-) | 10 (-) |
| 平成27年 | | 2,033 (4) | 177 (-) | 151 (-) | 26 (-) | 1,280 (4) | 209 (1) | 53 (2) | 4 (-) | 12 (-) | 722 (-) | 51 (-) | - (-) | 10 (-) | 219 (1) | 569 (-) | 7 (-) |
| 平成28年 | | 2,116 (10) | 183 (-) | 158 (-) | 25 (-) | 1,292 (8) | 193 (5) | 41 (2) | - (-) | 18 (-) | 821 (-) | 34 (-) | - (-) | 3 (-) | 182 (1) | 630 (2) | 11 (-) |
| 平成29年 | | 2,230 (4) | 189 (1) | 161 (-) | 28 (1) | 1,319 (3) | 216 (-) | 32 (1) | - (-) | 21 (-) | 817 (-) | 47 (-) | - (-) | 7 (1) | 179 (1) | 704 (-) | 18 (-) |
| 平成30年 | | 2,553 (6) | 198 (2) | 171 (-) | 27 (2) | 1,533 (4) | 180 (2) | 39 (1) | 30 (-) | 30 (-) | 976 (-) | 51 (-) | - (-) | 8 (-) | 219 (1) | 807 (-) | 15 (-) |

()内数字は市外応援

4-2 署管轄区域別発生件数

(平成30年)

| 区分 | 事故種別 | 出動件数 | 火災 | | | 火災以外の救助事故 | | | | | | | | | | 虚報 | その他 |
|-------|------|-------|-----|------|------|-----------|------|------|-------|-------|-------|-----|-------|----|-----|-----|-----|
| | | | 小計 | 建物火災 | 建物以外 | 小計 | 交通事故 | 水難事故 | 風水災害等 | 自然災害等 | 機械による | 建物等 | ガス・酸欠 | 爆発 | 危険物 | | |
| 総数 | | 2,553 | 198 | 171 | 27 | 1,533 | 180 | 39 | 30 | 30 | 976 | 51 | - | 8 | 219 | 807 | 15 |
| 管轄区域別 | 東灘 | 293 | 23 | 21 | 2 | 205 | 17 | 1 | 9 | 4 | 125 | 8 | - | 1 | 40 | 65 | - |
| | 灘 | 218 | 16 | 16 | - | 124 | 11 | 4 | 3 | 1 | 69 | 1 | - | - | 35 | 74 | 4 |
| | 中央 | 307 | 22 | 21 | 1 | 170 | 15 | 1 | 2 | 2 | 118 | 7 | - | 1 | 24 | 111 | 4 |
| | 兵庫 | 257 | 22 | 17 | 5 | 132 | 6 | 2 | 3 | 3 | 100 | 7 | - | 1 | 10 | 102 | 1 |
| | 北 | 321 | 24 | 18 | 6 | 203 | 40 | - | 3 | 2 | 109 | 6 | - | 2 | 41 | 91 | 3 |
| | 長田 | 249 | 24 | 23 | 1 | 136 | 9 | 3 | 3 | 7 | 97 | 5 | - | - | 12 | 87 | 2 |
| | 須磨 | 233 | 14 | 13 | 1 | 147 | 14 | 1 | - | 5 | 100 | 2 | - | 1 | 24 | 72 | - |
| | 垂水 | 347 | 24 | 20 | 4 | 209 | 22 | - | 1 | 2 | 161 | 9 | - | 1 | 13 | 114 | - |
| | 西 | 243 | 21 | 18 | 3 | 144 | 39 | 2 | - | 3 | 81 | 5 | - | 1 | 13 | 78 | - |
| | 水上 | 79 | 6 | 4 | 2 | 59 | 5 | 24 | 6 | 1 | 16 | 1 | - | - | 6 | 13 | 1 |
| | 市外 | 6 | 2 | - | 2 | 4 | 2 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - |

資料5 神戸市消防局への通報状況

| 項目 | 119番受信件数 | | | | | | | | うち携帯電話による119番受信件数 | | | | | | | |
|------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--------|-------------------|--------|--------|--------|---------|------|------------|--|
| | 平成26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 増減(前年比) | 1日平均 | 平成26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 増減(前年比) | 1日平均 | 携帯電話の占める割合 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総受信件数 | 132,350 | 128,905 | 127,135 | 125,226 | 129,330 | 4,104 | 354 | 55,377 | 57,312 | 59,676 | 60,880 | 65,529 | 4,649 | 180 | 50.7% | |
| | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 3.3% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 7.6% | | | |
| 緊急対応が必要なもの | 85,503 | 84,240 | 86,261 | 87,287 | 92,560 | 5,273 | 254 | 34,031 | 35,945 | 39,291 | 41,785 | 46,305 | 4,520 | 127 | 50.0% | |
| | 64.6% | 65.4% | 67.8% | 69.7% | 71.6% | 6.0% | | 61.5% | 62.7% | 65.8% | 68.6% | 70.7% | 10.8% | | | |
| 救急通報 | 77,582 | 76,211 | 77,797 | 78,555 | 82,661 | 4,106 | 226 | 29,270 | 31,005 | 34,142 | 36,300 | 40,042 | 3,742 | 110 | 48.4% | |
| | 58.6% | 59.1% | 61.2% | 62.7% | 63.9% | 5.2% | | 52.9% | 54.1% | 57.2% | 59.6% | 61.1% | 10.3% | | | |
| 火災通報 | 856 | 772 | 777 | 790 | 881 | 91 | 2 | 476 | 427 | 419 | 459 | 504 | 45 | 1 | 57.2% | |
| | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 11.5% | | 0.9% | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 0.8% | 9.8% | | | |
| その他災害通報 | 3,123 | 3,576 | 4,314 | 4,907 | 5,860 | 953 | 16 | 1,811 | 2,172 | 2,626 | 3,069 | 3,824 | 755 | 10 | 65.3% | |
| | 2.4% | 2.8% | 3.4% | 3.9% | 4.5% | 19.4% | | 3.3% | 3.8% | 4.4% | 5.0% | 5.8% | 24.6% | | | |
| 他本部転送 | 1,804 | 1,722 | 1,813 | 1,713 | 1,994 | 281 | 5 | 487 | 527 | 631 | 728 | 844 | 116 | 2 | 42.3% | |
| | 1.4% | 1.3% | 1.4% | 1.4% | 1.5% | 16.4% | | 0.9% | 0.9% | 1.1% | 1.2% | 1.3% | 15.9% | | | |
| 消防隊連絡 | 2,138 | 1,959 | 1,560 | 1,322 | 1,164 | ▲158 | 3 | 1,987 | 1,814 | 1,473 | 1,229 | 1,091 | ▲138 | 3 | 93.7% | |
| | 1.6% | 1.5% | 1.2% | 1.1% | 0.9% | -12.0% | | 3.6% | 3.2% | 2.5% | 2.0% | 1.7% | -11.2% | | | |
| 対応が必要なもの | 33,122 | 31,493 | 29,845 | 28,036 | 25,690 | ▲2,346 | 70 | 13,994 | 14,116 | 14,170 | 13,406 | 12,300 | ▲1,106 | 34 | 47.9% | |
| | 25.0% | 24.4% | 23.5% | 22.4% | 19.9% | -8.4% | | 25.3% | 24.6% | 23.7% | 22.0% | 18.8% | -8.3% | | | |
| 病院照会 | 13,186 | 13,514 | 11,964 | 10,029 | 8,684 | ▲1,345 | 24 | 6,831 | 7,534 | 7,250 | 6,300 | 5,454 | ▲846 | 15 | 62.8% | |
| | 10.0% | 10.5% | 9.4% | 8.0% | 6.7% | -13.4% | | 12.3% | 13.1% | 12.1% | 10.3% | 8.3% | -13.4% | | | |
| 問合せ相談 | 8,960 | 8,044 | 7,973 | 7,209 | 6,370 | ▲839 | 17 | 4,098 | 4,060 | 4,272 | 4,098 | 3,654 | ▲444 | 10 | 57.4% | |
| | 6.8% | 6.2% | 6.3% | 5.8% | 4.9% | -11.6% | | 7.4% | 7.1% | 7.2% | 6.7% | 5.6% | -10.8% | | | |
| 訓練テスト | 5,450 | 5,722 | 5,391 | 5,853 | 5,484 | ▲369 | 15 | 283 | 224 | 207 | 259 | 315 | 56 | 1 | 5.7% | |
| | 4.1% | 4.4% | 4.2% | 4.7% | 4.2% | -6.3% | | 0.5% | 0.4% | 0.3% | 0.4% | 0.5% | 21.6% | | | |
| その他 | 5,526 | 4,213 | 4,517 | 4,945 | 5,152 | 207 | 14 | 2,782 | 2,298 | 2,441 | 2,749 | 2,877 | 128 | 8 | 55.8% | |
| | 4.2% | 3.3% | 3.6% | 3.9% | 4.0% | 4.2% | | 5.0% | 4.0% | 4.1% | 4.5% | 4.4% | 4.7% | | | |
| 間違い 無応答 | 13,725 | 13,172 | 11,029 | 9,903 | 11,111 | 1,208 | 30 | 7,352 | 7,251 | 6,215 | 5,689 | 6,920 | 1,231 | 19 | 62.3% | |
| | 10.4% | 10.2% | 8.7% | 7.9% | 8.6% | 12.2% | | 13.3% | 12.7% | 10.4% | 9.3% | 10.6% | 21.6% | | | |

※病院照会 平成29年10月～ 「救急安心センターこうべ」への照会
 ～平成29年9月 「コメット」への照会

神戸市消防局ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/index.html>

| 名称 | 電話(市外局番は、078) | 所在地 |
|----------|---------------|----------------|
| 神戸市消防局 | 333-0119 (代) | 中央区加納町6-5-1 |
| 東灘消防署 | 843-0119 | 東灘区住吉東町5-2-1 |
| 灘消防署 | 882-0119 | 灘区神ノ木通3-6-18 |
| 中央消防署 | 241-0119 | 中央区小野柄通2-1-19 |
| 兵庫消防署 | 512-0119 | 兵庫区荒田町1-21-1 |
| 北消防署 | 591-0119 | 北区北五葉2-1-9 |
| 同・北神分署 | 981-0119 | 北区藤原台北町7-20-1 |
| 長田消防署 | 578-0119 | 長田区北町3-4-8 |
| 須磨消防署 | 735-0119 | 須磨区中島町1-1-1 |
| 同・北須磨出張所 | 791-0119 | 須磨区西落合1-1-1 |
| 垂水消防署 | 786-0119 | 垂水区舞多聞東1-10-30 |
| 西消防署 | 961-0119 | 西区春日台5-1-10 |
| 水上消防署 | 302-0119 | 中央区港島3-2-2 |

※ 兵庫消防署

令和元年8月5日～ 仮設庁舎(兵庫区荒田町2-19-3 荒田公園内)にて運用中
令和3年度 新庁舎運用開始予定

神戸消防の動き(令和元年版消防白書)

編集・発行 令和元年10月

神戸市消防局総務部総務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL (078)333-0119 (代)
